

衆議院 第九十回国会 財務金融委員会 議 録 第七号

平成二十八年二月二十五日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 宮下 一郎君

理事 うゑの賢一郎君 理事 神田 憲次君

理事 藤井比早之君 理事 古川 慎久君

理事 松本 洋平君 理事 木内 孝胤君

理事 古川 元久君 理事 伊藤 渉君

理事 青山 周平君 理事 穴見 陽一君

理事 井林 辰憲君 理事 池田 道孝君

理事 越智 隆雄君 理事 大岡 敏孝君

理事 大串 正樹君 理事 大野敬太郎君

理事 勝俣 孝明君 理事 金子万寿夫君

理事 國場幸之助君 理事 助田 重義君

理事 鈴木 隼人君 理事 瀬戸 隆一君

理事 田野瀬太道君 理事 竹本 直一君

理事 中川 郁子君 理事 中山 展宏君

理事 根本 幸典君 理事 野中 厚君

理事 福田 達夫君 理事 務台 俊介君

理事 宗清 皇一君 理事 山田 賢司君

理事 落合 貴之君 理事 岸本 周平君

理事 玄葉光一郎君 理事 鈴木 克昌君

理事 前原 誠司君 理事 宮崎 岳志君

理事 上田 勇君 理事 齊藤 鉄夫君

理事 宮本 岳志君 理事 宮本 徹君

理事 丸山 穂高君 理事 小泉 龍司君

財務大臣 麻生 太郎君

財務大臣 (金融担当) 坂井 学君

財務副大臣 若宮 健嗣君

防衛副大臣 高木 宏壽君

内閣府大臣政務官 大岡 敏孝君

財務大臣政務官 斎藤 信一郎君

会計検査院事務総局第五局

長

齋藤 信一郎君

政府参考人 (内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官) 安田 貴彦君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 増島 稔君

政府参考人 (内閣府子ども・子育て本部審議官) 小野田 壮君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 時澤 忠君

政府参考人 (財務省主計局次長) 美並 義人君

政府参考人 (財務省主税局長) 佐藤 慎一君

政府参考人 (財務省主税局長) 佐川 宣寿君

政府参考人 (財務省理財局長) 迫田 英典君

政府参考人 (財務省理財局長) 星野 次彦君

政府参考人 (厚労省大臣官房審議官) 伊原 和人君

政府参考人 (中小企業庁長官) 豊永 厚志君

政府参考人 (中小企業庁長官) 木村 陽一君

政府参考人 (中小企業庁長官) 水嶋 智君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 石田 優君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 笠原 俊彦君

政府参考人 (防衛省大臣官房審議官) 西田 安範君

政府参考人 (防衛省大臣官房審議官) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

政府参考人 (防衛省整備計画局長) 眞部 朗君

参考人 (日本銀行総裁) 黒田 東彦君

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動 二月二十五日

井上 貴博君 補欠選任 金子万寿夫君

勝俣 孝明君 池田 道孝君

助田 重義君 瀬戸 隆一君

福田 達夫君 青山 周平君

山田 賢司君 大串 正樹君

鷲尾英一郎君 岸本 周平君

同日 補欠選任 福田 達夫君

同日 補欠選任 勝俣 孝明君

同日 補欠選任 山田 賢司君

同日 補欠選任 穴見 陽一君

同日 補欠選任 助田 重義君

同日 補欠選任 鷲尾英一郎君

同日 補欠選任 中川 郁子君

同日 補欠選任 井上 貴博君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

同日 補欠選任 眞部 朗君

公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六号)

○宮下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官安田貴彦君、大臣官房審議官増島稔君、子ども・子育て本部審議官小野田壮君、総務省大臣官房審議官時澤忠君、財務省主計局次長美並義人君、主税局長佐藤慎一君、関税局長佐川宣寿君、理財局長迫田英典君、国税庁次長星野次彦君、厚生労働省大臣官房審議官伊原和人君、中小企業庁長官豊永厚志君、事業環境部長木村陽一君、国土交通省大臣官房審議官水嶋智君、大臣官房審議官石田優君、防衛省大臣官房審議官笠原俊彦君、大臣官房審議官西田安範君、整備計画局長眞部朗君、防衛装備庁プロジェクト管理部長田中聡君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○宮下委員長 御異議なしと認めます。よって、

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、会計検査院事務総局第

五局長斎藤信一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮下委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○宮下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野中厚君。

○野中委員 自由民主党の野中厚でございます。財務金融委員会に所属をさせていただきまして初めての質問の機会を頂戴したことに感謝申し上げます。質問に入らせていただきたいと思います。

今回、財務金融委員会におきまして委員の皆様方と政府との議論を聞くに当たりまして、改めて線引きというのは難しいなというふうに感じております。財源に限りがあるわけですから、時に年齢、そして、時に所得、給付の額等々ございますが、今回議論が上がっている中で、軽減税率、そして給付つき税額控除について議論がなされております。

それぞれメリットがございます。給付つき税額控除についても、低所得者に絞った給付が可能という意見もございます。一方、軽減税率におきましては、消費者が対象品目を購入する都度、減税効果を実感する、いわゆる痛税感を緩和するメリットがございます。

重ねて申し上げるとおり、財源に限りがあるということでもありますので、どちらも線を引かなければならないということでもあります。仮に給付つき税額控除でも、低所得者に、範囲を絞って給付水準について線引きの議論になると思いますし、軽減税率においては、現在多くの委員の方々が品目について質問をされております。

非常に細かい中で質問がございました。例えば、そば屋で食べれば一〇%、出前だと八%とか、中で食べられるコンビニエンスストア、店内で食べれば一〇パー、外にテイクアウトすれば八パー、レジを通した後、店内で食べたかどうかなる

のか、本当に細かい質問がございました。新聞におきましても、週二日、定期購読、ですので、コンビニで、外で買ったら一〇パーとか。

ただ、こういったさまざまな議論を通じて、この軽減税率の線引きについて、この委員会を通じて明らかになってきたのではないかと、いうふうには感じております。

麻生大臣にお聞きをしたいと思いますが、一九八八年、竹下内閣時に消費税が導入されました。一九九七年、橋本内閣時に消費税が三%から五%に上がりました。そして二〇一四年に五%から八%に上がったということでありまして、消費税導入、そして二回の増税というのを麻生大臣は国会議員の立場で経験されているというふうな思っております。

消費税というのは、国民感情として余り気持ちよく受け入れがたい。その中で、必要性を訴えて、厳しい中で国会議員の立場で説明をされてこられたということでもあります。

今回に関しては、さらに特別な事例といましようか、増税をし、その中に軽減税率で品目を入れて落としていくということが今回の議論になつておると思いますが、過去三回、消費税について経験をされた立場から、今回の消費税の必要性、そして軽減税率導入の必要性についてどう説明をされておられるか、御答弁を願います。

○麻生国務大臣 これは野中先生、この国にとつてやはり中長期的に最大の問題は、少子高齢化に伴う人口減少等々によつて、結果として二〇二〇年代の半ばごろには、今あります社会保障制度というものを維持していくということが極めて財政上難しいという、待ったなしの課題というのが大前提としてあるんだと思っております。

このためには、どうやって社会保障と税の一体改革をやるかということが野田内閣のときにでき上がった三党合意ということで、与野党を含めてこの問題に関しては意識を一致させた、多分日本の憲政史上に残る、少なくとも、与野党が一致してこの種の余り一般受けしない話を合意した、将来のためを思つてというところは、極めて大きな

ものだったと私は思っております。

したがいまして、今回の主たる目的は、今申し上げた点から、我々としてはこういったものをきちんとしていく必要が財政上ある、また、社会保障という制度を維持していくためにもある。

傍ら、私どもは、いわゆる財政上からいいますと、国債の発行比率が極めて高い等々で、外国もしくはマーケットと言われるものからの信認等々というものを考えて、私どもとしては、これは必ずやり遂げねばならぬというのを思つて今この種の話に取り組ませていただいておりますので、今の話で申し上げれば、そういったようなことが大前提。

しかし、傍ら、逆進性の話が必ずこの消費税と出まいますので、その意味でいきますと、逆進性からいいますと、所得の低い方々に対しての逆進性が高いというのをできるだけ回避するということからいろいろ手法が考えられておられたんですが、その中でいろいろな試行錯誤がありましたけれども、最終的にこの軽減税率という税制をとらせていただいて、買ひ物の都度、通税感というものの緩和を実感していただくということに主眼を置いた制度をとらせていただくというふうになつた背景であります。

○野中委員 ありがとうございます。

日本が誇るこの社会保障制度を次世代につないでいく、そしてまた、逆進性の面からも、通税感を緩和するために軽減税率を行うという答弁をいただきました。ありがとうございます。

今回、消費税の軽減税率対策予算といたしまして、中小企業団体等の小売事業者への周知、対応サポート体制の整備、補正予算百七十億、そして、中小の小売事業者等に対するレジの導入、システム改修等支援、予備費九百九十六億円が計上されております。

この予備費九百九十六億円について質問をさせていただきますが、この予備費に対してどれだけの企業数を想定しているのか、また、想定企業数のうち、小規模事業者の割合についてお伺いし

たいと思います。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの本予備費による事業の対象事業者数でございますけれども、複数税率に対応したレジの導入の対象となる中小の小売事業者を約三十万社と見込んでおります。また、複数税率対応の電子受発注システムを導入している中小の小売事業者、卸売事業者等を約三万社と想定してございます。

また、お尋ねの小規模事業者の割合でございますが、残念ながら、具体的な数字を持ち合わせておりません。

しかし、全中小企業者の八五%が小規模事業者であること、また、本予備費の対象事業の主なユーザーとなる小売業、外食サービス・宿泊業においては、いずれも八割以上が小規模事業者となつていことからいいますと、それに近い、かなり高い割合の方々が小規模事業者になるかと考えております。

○野中委員 想定企業数三十万社、そして、計算上、大体八割以上が小規模事業者の割合ではないかという御答弁であります。

今回の軽減税率導入に伴い、税のプロであります税理士さん、会計士さんとお話をする機会がございます。今回の軽減税率導入についても、税のプロである税理士さん、会計士さんを巻き込んで周知をしていくべきと私は考えておりますが、常日ごろから、一般国民感情で、税というのは払つて何に使われているかということで、私、議員が話しても本当かなと言われるところがありまして、ただ、税のプロの税理士さん、会計士さんがそういった税のプロの目線から周知してもらえればと常々思つていところであります。

今回、軽減税率導入について、新年、いろいろな会合でお話をする機会がございました。一人の方だけは、今回我々に与えられた新しい課題、使命であるということをお話をされておられました。多くの方は、負担がふえるな、人を雇わなきゃいけないかな、または、負担がふえる分、料

金体系に反映せざるを得ないかなと言う方がいらつしたのも事実でございます。

これは一例でございますけれども、この複数税率に対応するため、今の例で申し上げますと、税理士、会計士の負担がふえることで顧問料が上がる等、小規模事業者に影響があるのではないかと、私を私は心配しておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○大岡大臣政務官 野中議員にお答えを申し上げます。

野中議員から、税理士、公認会計士の顧問料の負担などさまざまな御負担がふえるのではないかと、この御指摘でございますが、この軽減税率の導入につきましては、それだけではなくて、やはり、さまざまな御協力を事業者からお願いしなければならぬものというふうに思っております。

あわせて、それに伴って、私どもでもできることはしっかりとやっていこうということで、例えばインボイス制度につきましては、軽減税率を導入してから四年後に導入するというところで一定の猶予期間を設けておりますし、また、先ほど先生からも御案内いただきましたとおり、補正予算それから予備費の活用で、レジ周りの改修ですとか、先ほどお話しがありました税理士や公認会計士に対する講習等も含めて、万全の体制をつくっていききたいということで措置をしているところでございます。

御指摘のとおり、事業者からすれば、税務署に問い合わせるよりも、先に税理士さんに問い合わせられることの方が恐らく多いのではないかと、いうふうに考えておりますことから、税理士、会計士の先生方の御協力もいただきまして、スムーズに、円滑にこの軽減税率制度が導入できるよう、私たちも努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野中委員 ありがとうございます。
ぜひ、身近な税のプロである税理士として会計士との講習を通じて連携を深めていっていただ

き、できるだけ企業の負担を軽減するようにお願いしたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたこのレジの改修、システム導入においては、もちろん、大きなスーパーム影響を受けるということであります。二〇一六年二月六日読売新聞ですと、埼玉県にヤオコーというスーパーストアがあります、約百五十店舗を展開しておりますが、経理システムの変更により約四億円程度かかるのではないかと見積もっているところもあります。

ただ、先ほど申し上げておりますが、地方が弱い小規模事業者が今回のことで悪影響を受けないかというのを私は特に心配をしております。平成二十六年、小規模企業振興基本法が策定されました。日ごろからよく、自民党は大企業しか見ていないと言われるのですが、とんでもない。実際、製造二十名以下、そしてサービス五名以下を新たに小規模事業と定義をしてこの基本法を策定したということは、地元に戻っても非常に高い評価を、特に、商工会議所より商工会に所属している方々から評価をいただいております。

今回の軽減税率対策に対して、改めて、小規模事業者をしっかりと守る、そういった中小企業庁長官の決意をお伺いしたいと思います。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。
予備費を活用して行います今回のレジの改修、システム導入の補助でございますけれども、補助率を原則三分の二といたしておりますが、小規模事業者等への配慮の観点から、三万円未満のレジに対する補助率は四分の三と少し高くしております、より手厚く支援することといたしております。

また、小規模事業者であっても補助金申請を円滑に行えるように、申請書類を簡素化するとか、レジメーカーに申請手続のサポートを求めるなど、事業者の手続の負担にも配慮した制度設計を進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、平成二十七年補正予算も活用し、軽減税率制度の内容やその対応策について十分な周

知及び広報を行うことが重要かと思っておりますけれども、小規模事業者にとつて身近な存在でございます、今もお話しありました商工会、商工会議所や、その他関係団体とも十分に連携し、相談窓口の設置、説明会や講習会の開催、はまた専門家の派遣などを通じて、中小企業、小規模事業者にと丁寧なサポートを行ってまいれる所存でございます。

○野中委員 ありがとうございます。
手続の簡素化というのは、人手が少ない小規模事業者にとつては、今回のケース以外でも大変求められていることであります。

三分の二だけではなく、小規模には四分の三でやっていくということでございました。一円、十円、百円、千円、一万円というのは同じ価値ですが、やはりそのかかる負担というのは、より小さい単位の企業にのしかかるものであるというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次の質問ですが、これは仮定の話をこれからさせていたきたいというふうに思っております。

今回、既に軽減税率導入における対策費で九百九十六億円、そして百七十億円、約千二百億円を計上されておられます。

品目とパーセントを挙げた方がわかりやすいと思うんですが、ただ、挙げると、それが仮定の話ではなく、先にその単語と数値が出ちゃうと思っておりますので、新しい品目、そして新しい税率ということ仮定にして質問をさせていただきます。

現在、八%から一〇%に向けて、軽減税率となる対象品目が出てございます。この品目について今後減るということは現段階では私は考えられないのではないかなという、個人的には思っております。

そして、これが仮に品目がふえるという仮定において、八%から一〇%の間で品目がふえれば、これは、現段階のレジの切りかえ、システム改修、そして周知の部分で多少上に額が乗ってくる

ぐらいなのかなというふうに思っておりますが、この先に仮に、八%、一〇%、その一〇%の後に新しい税率となりまして、その一〇%から新しい税率になったときにまた軽減税率対象となる品目がふえるという、これは全て仮定の話です、その場合、八%、一〇%、そして新しい税率というその三つの品目、これは複数税率ですから可能性は、これはないんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、仮に三種の税率が品目であるということになりますと、何よりも消費者の混乱を招くということであります。

それでもう一つ、八から一〇にかかったシステム導入、レジ改修、一〇からその新しい数値になったときにまた同等の額がかかる、コストがかかるというふうに私は懸念をしております。

これはあくまでも仮定の話ですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○大岡大臣政務官 お答えいたします。

まずは、麻生大臣並びに総理からたび重なって答弁を申し上げておりますが、消費税率一〇%への引き上げに向けて、まずは経済財政運営に万全を期すということを考えておりまして、消費税率のさらなる引き上げということとは考えておりませんので、その仮定に基づいてお答えできないということは御了承いただきたいと思います。

その上で、一般論として、二つの異なる軽減税率を設定するというところについてお答えを申し上げます。

現に諸外国を見ましても、例えば、ベルギーは四段階、フランス四段階、その他の諸国におきましても、三段階の税率設定をしている国は多数でございます。

それぞれどのような考え方で適用品目を設定するのか、どのような考え方で税率の差をつけていくのかというのはいくら幅広い議論が必要になってまいりますので、それににつきましては、今後また政治活動を通じていただければありがたいと思っております。

また、委員御指摘のとおり、やればやるほど税

収が減つてまいりますので、社会保障財源を今後どうしていくのかという議論もあわせてしていかなければならないと思っております。

また、先ほど委員から御指摘をいただいておりますように、事務負担に關しましては、現在、インボイスは、軽減のものについて米印で対応できないかということを考えておりますが、仮にもう一個、軽減税率ができたとしても、もう一個マークを、例えば米と星にすると丸と二重丸にするとか、丸、バツ、三角にするとか、そういった対応もしなければなりませんので、区分経理をするためのコストも当然かかりますし、そのためにシステムを新しくつくり直さないとけないというコストも発生します。

したがって、二段階から三段階になりますと、当然、応分の事業者の御協力もお願いをしなければなりませんし、消費者への周知もしていかなければならないということが考えられます。

以上でございます。

○野中委員 ありがとうございます。

あくまで仮定の話ですので、現状、その中で政府として臨むのは、軽減税率を導入することによって痛税感を緩和する、そのためにかかる軽減税率対策費、また、二％分落とす財源というんでしょうか、それを上回る、軽減税率による痛税感の緩和というものを周知して、国として臨んでいただきたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。

多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールのずれを利用することで課税所得を人為的に操作する、いわゆる課税逃れを防ぐためにBEP Sプロジェクトが立ち上がり、その中でBEP S行動計画を策定したということであります。

その一つであります、多国籍企業の企業情報の報告制度についてありますが、この制度の概要とOECDにおけるこのBEP Sプロジェクトの位置づけについて、大臣にお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 OECDの中におけますこのB

EPSというプロジェクトですが、これは、ベアス・エロージョン・アンド・プロフィット・シフティングの頭だけとってBEP Sと言うので、税源侵食と利益移転、直訳すると多分そういう言葉になるんだと思いますが。

多国籍企業において、今話題のアップルを初めいろいろあるんですが、いわゆる租税を回避するために、合法的に、非合法的にありません、合法的に税をこの国にも払わぬ。特定に安い、ケイマンアイランドとかいろいろありますけれども、そういった地域に本社を移して、法人税が極端に低いようなところに全部集めて、そこでやる。

決して非合法ではありませんけれども、どこの国にも払ってやらぬというような企業が、コンピュータの発達、インターネットの発達に伴ってそういうのがかなり目立つようになってきているという問題に關して、我々としては、これは少なくともきちんとして対応をしない限りは、我々が税金を納めた人たちが頂戴した税金を使っているという問題に關して、我々としては、どう考えても公平さを欠くじゃないか。

これをきちんとして対応しないのは、これはどう考えても、我々OECDの中でも、G7と言われた先進諸国の財務大臣の対応に問題がある。

三年前の五月にこれは日本から提案をさせていただいて、二十八年年度の税制改正に盛り込ませていただけたところまで、昨年のOECDの中でもこれは総会で決まっておりますので、こういった多国籍企業の事業活動の透明性というものを深めるということによつて租税回避を防止するというのを目的にさせていただいております。

具体的には、多国籍企業グループの活動状況に關する情報を国際的に共通様式に基づいて報告するということを求めると同時に、租税条約に基づいて各国間で情報交換をするという制度等々によつて、一つの国だけでは把握が難しいと言われていると、多国籍企業の実態というものを各国が協調することで把握できるようにするというこ

を期待しております。二十八年年度の税制改正において、日本においてもこの制度を確実に整備して、多国籍企業の租税回避というものを我々としても対応していきたい。

現実問題として、グローバル化するに伴つて、有名な企業は幾つも日本でもいろいろ商売しておられますけれども、税金は一円も納められておらぬという実態に對して、これは日本よりもっとひどいところはいっぱいありますので、そういったところをきちんと対応してまいりたいと思っております。

○野中委員 ありがとうございます。

各国で情報共有をすることで多国籍企業のテクニクに一定の歯どめをかける、それを日本がリーダーシップをとつて提案されたというふうに認識をさせていただきました。

今、プロジェクト参加国、四十四カ国が参加しているというふうにご説明を受けたわけでありまして、このプロジェクトの参加国全てが本制度を整備し終わる時期、今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○坂井副大臣 昨年取りまとめられました最終報告書におきましては、多国籍企業情報の報告制度、二〇一六年度、つまりは平成二十八年年度、こ

としから実施することが勧告されております。しかし、各国の状況がそれぞれでありまして、国内法制手続に当たっては一定の期間が必要であるというところも認められているというわけでありま

す。

したがって、各国が本制度を具体的にいつまでに整備するかというのは、その一定の期間がどれくらいかということ、各国の事情によりまして、各国とも、本報告に基づいて早期の国内法制化に向けた検討と作業を進めていると承知しております。

○野中委員 各国それぞれの事情があるということとであります。

当面、四十四カ国全てが足並みがそろつたら、そこで情報を共有してこのプロジェクトの機能を果たすということだと思ふんですが、この後さらにプロジェクトの参加国がふえるのかどうか。ふえればふえるほど、より多国籍企業の透明性の向上につながる、テクニクを使うところに歯どめがかかるというふうにも思っておりますけれども、この点についてお伺いをさせていただきます。

○坂井副大臣 委員がもう既に触れていただきましたように、四十四カ国がコミットいたしておりますが、多ければ多いほどこれは効果が上がるということでございますので、今でも四十四カ国で一定程度以上の透明性の確保というものはなし得る、十分に確保し得ると思っておりますが、今後とも、開発途上国を含むより多くの国々がBEP Sプロジェクトにコミットして、その成果を享受できるようにするための取り組みがG20やOECDを中心に進められることになっております。

○野中委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○宮下委員長 次に、田野瀬太道君。

○田野瀬委員 本日、二番手を務めさせていただきました。自民党の田野瀬でございます。

今国会、私は初めての質問の機会をこのたびにいただきました。まことにありがとうございます。

大臣、副大臣、政務官、そして政府参考人の皆様方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、私からは、マクロな観点から数点、そして所得税について数点お伺いをさせていただきますと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、ことしに入りましてはや二カ月、二月ももう間もなく終わろうとしておるところでございます。本年は一月四日からの国会のスタートとい

うことになりました。正月も冷めやらぬ三が日の間に、これは皆さんもそうだろうとは思わんですけれども、上京されました国会に備えたわけでございます。ことしは我が国にとつてどんな一年の始まりになるのだろうと期待をして国会開会に臨んだのを覚えておるところでございます。

すると、北朝鮮による核実験、サウジアラビアとイランの国交断交による原油価格の変動、また、中国経済の鈍化を発端とする世界のマーケットの乱高下など、内外のさまざまな要因によりまして、波乱含みのスタートとなつたわけでございます。

一月二十二日には、国会におきまして総理の施政方針演説として財務大臣によりまして財政演説をお述べいただきました。我が国の進む道、そして、デフレ脱却、経済再生に向けて力強い方針をお示しいただいたところではあるんですが、すけれども、その間、地元を歩いておられますと、国民の間、先行きの不安の声、特に、株価の変動によりまして経済に対する不安の声がささやかれているというような状況であらうかと思つておるところでございます。

原因がわからなければ不安というのはどんなんやよりは高まっていくというものでございまして、これは複数の原因が絡み合つてのことだとは存するわけでございまして、ぜひここで、年初来の株価変動の要因に関して政府の御所見をお伺いしたいと思つております。よろしくお願ひします。

○大岡大臣政務官 田野瀬議員にお答えを申し上げます。

この株価の変動の要因についてなんですけれども、その時々株式市場の動きの要因はさまざまでございますので、具体的にコメントすることは差し控えていただきたいと思います。思つておりますが、一方で、足元につきましては、世界的にリスク回避の動きが金融市場で広がっているというふうな考へております。

またあわせて、マネーが、全世界の国や地域で金融緩和が進んでいることもございまして、非常

に大きな動きになっておるということもあらうかと思ひます。

あわせて、中国の景気減速への懸念、それから原油価格の低下、それから米国の利上げの動向などの海外要因を主因として、日本の市場においても変動が見られておるというふうな考へております。

いずれにしても、政府としては、株式市場の動向を注意深く見守つてまいりたいと思つております。

○田野瀬委員 ありがとうございます。

世界的にリスク回避の傾向がある、先日来、大臣も黒田日銀総裁もそのように御発言を承つておるわけでございますが、ただ、決して日本経済のファンダメンタルズは悪いものではないという御答弁も繰り返していただいております。さうして、先ほど挙げますと、先ほど政務官もおっしゃつていただいたように、いろいろな要因で不安定なところがあるかと思ふんですが、決して、その中でも日本の経済のファンダメンタルズは悪いものではない。

例えば、三年間のアベノミクスで、名目GDPは二十八兆円増、国民総所得は四十兆円増、雇用も百万人以上増、企業収益も過去最高となるなど、長く続きましたデフレによる不況から、確実に、まあこれは確実にと言つてもええと思ふんですが、すけれども、脱却しつつあることは間違いないということでございます。

これはちよつと樂觀的過ぎるかも知れませんが、為替が円高に振れているというの、世界各國から日本の政治と経済に対して信用の裏返しであるんだというふうなことも、過激かもしれせんが、ひよつとしたら言うことができるかも知れせん。

なので、そこをしっかりと見据えた上で今後の対応をしつかり講じていく。我々が進めておりますアベノミクスにとつて決して株安と円高というのはいいものじゃなくて、障壁になり得ますので、それをしっかりと打破していかなければなら

ない、そのように思つておるところでございませう。

ちよつと話が横にそれるんですが、すけれども、先日、数人で麻生大臣と夜お食事をともにさせていた、だくことがございました。大臣の方から御高説を賜つたわけでございます。心がつんといたいた言葉なんですけれども、何をおっしゃつたかといひますと、経済は安定した政治のもとで健全に成長するものなんだ、そういう趣旨のことをおっしゃつていただいております。また同時に、現在の世界をぐるつと見渡してみまして、最も政治が安定している国の一つに日本があるんだ、これは自信を持つていい、そうやっておっしゃつていただきました。あともう一つの国もおっしゃつておられましたけれども、それはもう言わんときます。日本は最も安定した国の一つなんだとおっしゃられました。

世界各國を多く見て回られて、そして多くの要人とお会いしてこられました麻生大臣がそのようにおっしゃつたということで、本心に説得力のある言葉でございましたし、そうかなるほど、日本というのは、いろいろ与野党の思惑はありますけれども、世界に比べてみたら、安定してないわけじゃないというか、どつちかという政治が安定している国なんだ、そういうふうな勇氣を大臣には与えていただいたというふうなちよつと逸話があつたんです。

何が言いたいかと申しますと、要は、世界的にリスク回避の動きがある中、日本の経済のファンダメンタルズは決して悪いものじゃない。世界的に経済が発展するためには政治が安定しないといけないう前提に立つたときに、日本の政治はまあ安定しているというときにこの日本が頑張るしかない、頑張る以外の筋はないのじゃないかというふうな思つております。

今こそ我々は、与野党ともに知恵を出し合い、安定した政治のもとで経済再生に取り組む必要があるんだと強く思つておるところでございませう。連日の株価の変動に一喜一憂をすることなく、

とにかく前進をする。例えば、女性活躍などで労働力を確保、もしくは、イノベーションを通じて生産性を高める。もしくは、TPPによる市場の拡大、これをチャンスと捉え、商品の付加価値を高め、雇用を生み、そして外貨を稼ぐ。実質のGDPを上げたり外貨を稼ぐ、そしてさらには、減少している個人消費を喚起して成長と分配の好循環をつくり上げなければならぬ。そんな局面にあるんだ、そのように思つておるところでございませう。

デフレからの完全脱却に向けて我々が講じることでできる選択肢は、ひよつとしたら決して多くはないかもしれませんが、とにかくやれることをひたすらやるんだというふうな思ひでおるところでございます。

そこで、ちよつと広い質問で申しわけございせんが、改めてですけれども、民需主導の経済の好循環の確立に向けた政府の取り組みの御所見、お伺ひさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

○大岡大臣政務官 お答え申し上げます。

安倍内閣におきましてこの三年間、経済再生に向けたさまざまな取り組みをしてきたことで、企業収益が過去最高となるなど、日本経済のファンダメンタルズ、基礎的な状況は非常にしっかりとしているというふうな言われております。

一方で、議員から御指摘ございましたとおり、民需主導の好循環というものを確立していかねければならないと考へておまして、そのための最大の課題は、やはり、官民連携をして、新しい需要、新しいニーズ、新しい国民の望みを見つけて出して、それを経済サイクルに組み込んでいくことだというふうな考へております。

政府としては、麻生大臣を先頭に、政労使会議あるいは官民対話を通じて働きかけを行つてまいりました。また、コーポレートガバナンス・コード等を制定しまして、ガバナンスの強化や、あるいは法人税の改革等を進めまして、これらの動きを後押しをしてまいりました。

これに應えるように、経済界からも、与党税制改正大綱に関するコメントとしまして、法人実効税率が二〇％台になったということを歓迎していただいた上で、設備投資の増大や雇用の増大、賃金のさらなる引き上げに積極的に取り組みを進めるといふふうにしておられますし、新年の経済三団体の代表の話を聞きまして、企業の賃上げあるいは投資拡大を積極的に進めていくという姿勢をあらわしていただいております。これらはまさに、私たちの努力に依って経済界がやるべきことを表明していただいた、この決意のあらわれといふふうに考えております。

今後、これら賃金の引き上げあるいは投資の拡大を通じて、経済の好循環を定着させていくというに向けて経済界の努力を引き出すとともに、これらの貢献に向けて私たちも、やるべきことを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田野瀬委員 ありがとうございます。

キーワードは新しいニーズであり需要であり、総理も施政方針演説でも何度となく繰り返しておっしゃってられましたイノベーション、それで民需を喚起して需要をどんどん広げていく必要があるんだということであつたかと思ひます。

私、秘書をずっと長らく二十年ほどやらせていただいております。びっくりしたのが、とにかくここ数年で安倍内閣が、官民対話と称しまして、とにかく賃上げを頼むぞと言ひに行つていらつしやるというのを、私は聞いたことがなくて、もうとにかくふり構わずやることはやるんだという政府の姿勢のあらわれだろうなと思つてゐるわけでございますけれども、引き続き、ぜひこの難局を突破するために、取り組みをさらに進めていただくことをお願い申し上げたいなと思つてゐるところでございます。

続きまして、以上の質疑を踏まえまして、マクロナ質問は次で最後にするんですけれども、今月末に上海におきまして、G20財務相・中央銀行総裁会議が開催されるということでございます。こ

れは、直近の世界経済の動向であつたり、成長の見通しであつたり、そして金融市場の変動などが議論される、そんな会議になるだろうと認識をしております。

今は目下、世界的にリスク回避の動きがある中、世界的な需要の押し上げに向けて各国が、金融であつたり財政であつたり、あらゆる手段を講じる必要があると考えておるわけでございますけれども、そこで、先ほどもありましたけれども、経済のファンダメンタルズが決して悪くない日本、さらには政治も安定している日本、G20におきまして、我が国のプレゼンスであつたり存在価値であつたり、また、発言が注目されるし、かなり問われるというようなそんなG20にこの月末の会議はなろうかと思つてゐるところでございます。

大臣にお伺ひさせていただきます。国を代表してそのG20に御出席いただくんですけれども、御出席いただく麻生大臣に、G20に向けての意気込みをお伺ひさせていただきます。よろしくお願ひします。

○麻生国務大臣 今は御存じのように、年初来、世界的に、リスクの回避というものに向けていろいろ金融市場の中で上がり下がり、ボラティリティとかいろいろな表現がありますけれども、そういう変動がする中であります。

あすの夕方から上海でG20が開かれることになっておりますので、そこでいろいろ話を、各国、意見交換という場で話をさせていただくことになるんですが、私の方からは、例えば今の中国の大きな、昨年の十月、上海から始まったみたいな話ですけれども、少なくとも、中国の過剰設備、鉄鋼に限らずけれども、多くの過剰設備、また、シャドーバンキングに代表されるような過剰信用、過剰金融というようなものの構造問題が片づかなければとても安定しないことははっきりしていますので、これは前回の十月のときにも言いましたけれども、これもきちつと言わないかなところだと思つております。

また、アメリカの金利の利上げというのを、昨年、急激に上げていったら問題あるのではないかという話を、事実、一回は上げたんですけれども、やはり言うのとおりだったものだから、ことしじゅうに四回やる予定ですけども、今のところ次の予定はまだ立っていないということになっておりますので、そういった意味では、市場とのコミュニケーションというのはそれなりにできているんだとは思ひますけれども、その方向。

また、原油の安につきましても、原油安の話は決して我々にとつては悪い話じゃありませんから、我々は輸入している方ですから。輸出している国にとりましては、損益分岐点が七十ドルだ、八十ドルだというのが、今、二十八ドルだ、WTIが三十何ドルだと言つてゐる時代には、これは急激に外貨準備というものが、サウジに限らず、皆軒並み減つておりますので、そういった意味では、極めて厳しい状況になつてゐる傍ら、こちらにとつては、原油安になつたおかげで貿易収支が一挙にわあつと赤字幅が減つてきたりしております。

そういった意味ではいろいろなものがあろうと思ひますけれども、そういったものに関して我々は、二十八年度の予算を今は議論をさせていただいてゐる真つ最中ですけども、こういったものをきちゃんと仕上げて、我々としては、この三年間にわたつて間違いなく経済は成長させた、GDPはふやした、税収もふやした、かつ、心配されてゐる新規公債等々については十兆減らした、雇用はふえてゐる等々の日本のファンダメンタルズというもののよさというものははっきり言つておかなきゃいかぬところだと思つておるんですけども、これは難しいところだとして、余り言い過ぎて円ばかり買われても忙しいことになりまうので、これはどの程度に言うかというのはいかなかなか難しいところなんです。

いずれにしても私どもとしては、きちんとした対応というものは、やつた結果こういつた形になつてゐるのであつて、デフレーションというものは今は後追いで皆来ていますけれども、我々、デフレーションというのはいかなり前からやつておりますので、事デフレーションに関しては我々の方では先に経験をしておるという点に関しまして、今、我々としては、我々の経験を人様に語れる立場と思つてもおります。

○田野瀬委員 大臣、ありがとうございます。ぜひ、世界経済の需要を喚起する、大変な議論ではあるかと思ふんですけれども、日本を代表してG20に臨んでいただきたいと思います。そして御活躍をお祈りしたいなと思つてゐるところでございます。

続きましては、税の話にちよつと質問を移らせていただきたいと思います。いろいろなこのたびの税の中でも、所得税、おもしろい税制改正を予定していただいておりますので、本当にありがたいなと思つてゐるところでございます。

一つ目の質問が、国立大学法人等への個人の寄附に係る税額控除制度を導入するということに対して御質問したいなと思つてゐるところでございます。

人口減少を迎えたこの我が国日本にとりまして、教育というのは本当にますます重要度が増してきてゐるんだと私は考えております。とにかく人が減るんですから、教育をしつかりして個人の能力を高めて、何人分もの活躍をしていただくかなければ生産性も何も上がつてこないということで、この人口減少社会においては、教育の重要度というのは本当に高まつてゐるんだと思つてゐます。

この数年ですけれども、政府におきましても、我が国の教育再生を喚起するよう、おもしろい、変わった税制をしていただいております。例えば二年前でしたら、贈与税だつたと思うんですけれども、おじいちゃん、お父さんから子や孫に対して教育資金を贈与できるという税制もやつていただきました。それが二年前だつたと思ひます。

昨年は、さらに発展していただきまして、教育だけじゃなくて、少子化に歯止めをかけるという意味も込めて、結婚であつたりとか子育てであつたりとか、そんなところにまで贈与ができるという、そんな税制も組み込んでいただいたと認識しています。

一部では、それが教育の格差につながるんだというふうな御議論もあることはもちろん承知はいたしておるわけでございますけれども、ただ、たんに眠つておるお金をずっと眠らせておくだけだったかもしれないと仕方ないわけで、何かの働きかけをしてお金を動かす、そういう意味において、おもしろい税制を本當につくり込んでいただいております。

とにかく教育が大事だということ、こういうことわざがございます。一年先を考えるならば種をまけ。種をまいたら、収穫が一年後に恩恵として返ってきます。十年先を考えるなら木を植えろ。ミカンとかリンゴ、植えたものに対して木から収穫の恩恵が来る。百年先を考えるならば人を育てるということでございます。なので何を言いたいかというと、とにかく教育が大事なんだということです。

今、日本の教育力、どんなプレゼンスかと申しますと、決して基礎学力は悪くない。悪くないというよりも、基礎学力の部分でいいますと、ほとんど世界有数のレベルにまだあるというふうな各種データが出ております。

さらには、PISAといひまして、OECD諸国の十五歳の生徒に関して学習到達度調査というのをやっているんですけども、これは、読解力であつたり、数学的リテラシーであつたり、科学的リテラシー、考査力、考査力、基礎学力じゃなく考査力というところにおいても、実は日本の教育力は上位にあります。

今の日本の教育の足らぬところはそれならどこなのか。いろいろあるんでしょうけれども、私が今質問であわせて言いたいの、いわゆる高等教育

育です。

例えば、日本の高等教育の一番トップに君臨するのはやはり東大、京大なんだろうと思うんですけども、東大は世界の大学ランキングでいいますと四十三位です。京大は八十八位。これは二〇一六年度現在ですけども、今までアジアの大学でトップの座に君臨しておつた東大がいよいよ抜かされて、今は二位とか三位になっていきます。高等教育の部門が、これから推進していく必要があるんだということ。

私は実は地元で学園を経営している者でございますので、教育を見ますと、高等教育が変わると中学、高校の学問も変わるし、それに向けての小学校も変わるといふことで、やはり出口の高等教育が一番大事なんだと。

そういう認識の中、何が言いたいかといひますと、このたび、国立大学法人の個人寄附に係る税額控除制度を導入していただいた。広く何か事を起こそうとしている大学に資金がない場合、どんな寄附を集めてしつかりと運営、マネジメントしていただくといいということ、拍車をかけよう、そういう制度だと私は認識しているんですけども、この制度を導入することとした趣旨をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○坂井副大臣 委員の教育に対する熱い思いを感じながら質問を聞かせていただきましたけれども、まさしく、意欲と能力のある人が希望する教育を受けられるようにしていかねばならないという観点から、今回、こういった制度を導入させていただいております。

そういう人を支援するという支援の中身も幾つかありますが、今回は、例えば、授業料、入学料または寄宿料の全部または一部の免除等々で経済的負担の軽減を図る事業でありましたり、学資を貸与または支給する事業でありましたり、海外へ留学をするに係る費用、また、学生を教育研究に係る業務に雇用するための費用を負担する事業といったものを、修学支援事業といふことで今回充てる事業といたしまして、これらの事業に使う

個人寄附というものを今回の対象にしたところでございます。これらによつて個人寄附を今まで以上に集めやすくするためということでございます。

○田野瀬委員 ありがとうございます。

教育をおろそかにする国に未来はないわけでございます。ぜひこの税制制度で、日本の国立大学にもっといろいろなチャンスを与えていただけたらいいというように拍車をかけていただけたらなと思うところでございます。

ちよつと、税制じゃなくて予算のことで要望だけ申し上げておきたいんです。

子供が減つていくということに起因しまして、教員の予算がカットされるということになることでございまして。それは、主計局の方々もいろいろ計算の上で、いろいろなエビデンスを出していただいているということでは百も承知の上でございますけれども、ただ、生徒が減るから教員を減らすという、実は現場はそういう単純なものじゃございせん。例えば、発達段階に応じて特別支援が必要な子供の割合がふえておるとか、単純に、生徒が減るから先生をそれに合わせて減らすというような現場状態じゃないということもぜひ加味していただけたらありがたいなと思います。

それで、いわゆる国際人ですね、海外でどんな活躍できるような人材を進めていくという意味におきまして、私、海外子女を推進していきましようという議員連盟は立ち上げてさせていただいております。

これはどういふことかといひますと、留学制度を今も文科省も実は推進していただいております。財務省も予算をつけていただいております。

これは行つて帰つての、留学というのは行つて帰つてくるんですけども、今現在、海外に十万人、実は学んでいる日本人の方々がおられます。同じ日本人。片道切符で行けるんです、何かを支援するにしても。

今、日本人学校とか在外教育施設はどんな状態

かといひますと、実は、国内と海外で、在外教育施設で結構な格差があります。

一つだけ例を挙げさせていただきますと、義務教育課程で教員を派遣するんですが、満たしている率は、海外の日本人学校、在外教育施設は七割です。あとの三割は、現地で保護者が負担して教員を雇っています。義務教育課程です。日本国は全部教員は一〇〇%やつていますけれども、海外は七割しか満たされていないということ。

見ていきますと、細かいことですけども、そういう格差がちよつとありますので、ぜひまた予算の面でもいろいろ御検討いただけたらありがたいなと思うところでございます。

ちよつと今のは要望でございます、申しわけございません。

最後になります。

年々膨らみ続けます医療費、社会保障費ですね、介護とか年金、その部分で医療費を抑制するという効果がこれは狙いであるうと私は思うわけでございますけれども、セルフメディケーションを推進するがための、スイッチOTC薬という薬の医療費控除の特例を今回認めようというふうな案を出していただいているところでございます。

この税制改正案の概要及びその効果も、ぜひちよつと詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○坂井副大臣 骨太の方針二〇一五を踏まえまして、今言葉が出ましたけれども、セルフメディケーションというものを推進していく。つまり、軽度な体の不調は自分で手当てをして、お医者さんにかからずとも済むようにしていこうということでございますけれども、これを推進していく中で、医療用医薬品と同じ有効成分が含まれる、店頭販売ができるようになった市販薬、これがいわゆるスイッチOTC薬でございますが、この使用を促進することによつて医療費の適正化を図る観点から、今回制度が導入をされます。

スイッチOTC薬の購入費用、十万円を限度のうち、一・二万円を超える部分について所得控除

ン、浴室、トイレ、玄関といった、まさしくお互いのライフスタイルの尊重を行う上である意味ではポイントになるような、それに着目した税制の制度を今回お願いさせていただいているところでございます。

○根本(幸)委員 今回は、そういう意味では、持ち家のある人を対象に、リフォームをしたらそこに於いて応援をしていこうということなんですね。

実は、日本の持ち家率というのは約六割というふうに言われています、それ以外に、賃貸住宅へ入ったり公営住宅へ入ったりしている人たちがたくさんいらっしゃるんです。

私が十三年前に行ったときには、もちろん、公営住宅に住んでいるおじいさん、おばあさんいらっしゃるって、その方も、こういう三世代が一緒に住めるような政策、こういう町づくりをしたいんだと私が言ったら、賛同していただいた。ただ、やはり部屋の広さというのがありまして、せいぜい二世帯までいいにしても、三世代住むとなるとなかなか公営住宅では難しい。私も、そのとき市議員でしたのでいろいろ調べてみたんですが、なかなか制度的にも難しいという話を聞いていました。

ただ、今回こういうふうに住宅を支援していく、三世代を進めるために住宅支援していくというふうな考えますと、今回はこれで入り口なので、すばらしいスタートだというふうに私は思いますが、今後を考えたときには、一つは、やはり公営住宅等々も三世代と一緒に住めるような設計をしていくことが必要だというふうに思います。このことに於いてどのように考えられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○石田政府参考人 お答えさせていただきます。公営住宅につきましても、住宅に困窮されている低所得者向けということで、所得制限とか入居者の公募制といった制約が一応ございます。

ただ、そういう制約の中とはなりますけれども、平成二十一年度には、それまでございました

住宅一戸当たりの床面積の上限を撤廃させていただきました。地方公共団体が地域の実情を踏まえて三世代などの比較的多人数の世帯にも対応できる住宅の整備も、現在では可能となっております。

また、その入居に関しましては、公募原則でございますが、公共団体の御判断によつては、実情に応じて当選倍率の優遇措置を設けることも可能でございます。実際に、一定の親子の世帯の同居について優遇措置を設けている例もございます。

国土交通省といたしましては、こういった地域の実情を踏まえ、公共団体の取り組みを引き続き御支援申し上げたいと思っております。

○根本(幸)委員 ありがとうございます。

そういう意味では、三世代が同居をしていくことで支え合いをしていく、これは、今ありましたように、持ち家もそうですし、借家も公営の住宅も含めて、ぜひ進めていただきたい。

さらには、最近、近くに住んでいるおじいさん、おばあさんのところから、昔でいうとスーパの冷めない距離というんでしょうか、そういったこともこれから応援をしていくことによつて、三世代が世代を超えてしっかりと子育てに協力していく、こういう体制が必要だというふうに思います。ただ、ぜひこのあたりは総合的にまた検討をしていただければありがたいなというふうに思います。

それで、住宅政策をやることでどれだけ少子化対策さらには子育て支援につながっていくのか、これが一番重要なことだというふうに思うんですね。そういう意味では、今回、三世代同居に対するリフォームに係る税額控除制度の導入において、少子化対策、子育て支援、どういふふうに進んでいくのか、その見通しについてお伺いをしたいというふうに思います。

○安田政府参考人 お尋ねの、三世代同居が少子化の改善にどのような効果があるかということでございますけれども、まず、三世代同居を希望する方がその希望を実現できるよう支援を行うこと

で、世代間で助け合う環境が整備されるものと考えております。

少子化対策の観点からは、子育てへの不安や負担が少子化の要因の一つと考えられるわけでございますが、その中で、三世代同居を希望する子育て世代が、祖父母による育児や家事の支援を受けつつ子育てを行うことを可能とすることで、こうした子育てへの不安や負担が緩和されるものと考えております。平成二十七年三月に閣議決定されました少子化社会対策大綱におきましても、世代間の助け合いを図るための三世代同居の促進について盛り込まれているところでございます。

また、実際、国立社会保障・人口問題研究所が平成二十二年に実施しました第十四回出生動向基本調査、いわゆる夫婦調査によりまして、初婚同士の夫婦につきまして夫または妻のいずれかの母親が同居している場合は、それ以外の場合、すなわち別居の場合などと比べまして、完結出生児数、これは結婚持続期間が十五年から十九年までの御夫婦の平均出生児数の数字でございますけれども、これが高いという傾向があると承知をしております。

○根本(幸)委員 ありがとうございます。

この制度の導入によつて、先ほど言いました、高齢者が幸せになれるという話でしたが、今は三世代で子育てもやる、そして高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんも幸せになれる、まさに私は、この政策はこれからしっかりと進めていただきたい政策だというふうに思っています。

ただ、きのうの質問の中にもありましたけれども、居住者の三世代同居を要件としているかどうかという部分が、これはまだはつきりしていない部分もありますので、今後はそこもしっかりとフォローしながら運用していただいて、この趣旨であります少子化対策、子育て支援、そして世代間の助け合い、これがしっかりと前へ進んでいくように引き続き御努力をいただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、法人税の実効税率の引き

下げについてお伺いをしたいというふうに思います。

やはりこれは、経済のグローバル化の進展が進んでいる、それから国際競争力が激しくなっている、国境を越えた投資が活発化している、こういうところから法人税の実効税率の引き下げという議論が始まったんだというふうに思います。

確かに、我々も国際化というのは非常に目の当たりにしています。私は、先ほど市会議員の話をしましたが、その前はサラリーマンを十一年ほどやっていました。実はその会社は全く国内企業でした。海外に営業所が一個あるかないかぐらいで、ほとんど国内で商売をしていました。十五年前まで、それがここに来て、当時の同期等々に話を聞きますと、最近では、アジアに行ってきたとか、アメリカへ行ってきたとか、さらにはオーストラリアに行ってきたとか、どんどん投資をして、まさに十五年前まで英語がしゃべれなかった人たちが平気で英語をしゃべっているんですね、海外へ行ってしまうぐらい。

この十数年ぐらいで日本の企業を取り巻く環境というのはぐつと変わってきた。これは、多分私だけじゃなくて、産業界の現場に身を置いている人たちが一番感じていることだというふうに思うんです。

そういう意味では、実効税率を下げていかないと、企業の国際競争力をそいだり、投資の呼び水の障害になったりということになりますので、やはり早くこれは進めていくことが私は意味があるんじゃないのかなというふうに思います。

そこで、法人税改革をスタートしてわずか二年目で二〇％台に達した、この意味は大変大きいというふうに思いますが、改革二年目で二〇％台を実現した背景と考え方についてまずお伺いをしたいというふうに思います。

○坂井副大臣 今般の法人税改革でございますが、課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げることにより、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革していくものでございます。今回

の税制改正におきましても、経済の好循環を確実なものとしていく観点から、この改革を大胆に進めさせていただいております。

この改革を通じて、稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減することによって、企業に対して収益力拡大に向けた前向きな国内投資、そしてまた継続的、積極的な賃金引き上げが可能な体質への転換といったことなどを促して、経済の好循環の定着につなげていきたい、このように考えております。

○根本(幸)委員 今おっしゃっていたように、これを実現して、企業の投資さらには賃金、しっかりと上げていくということだということふうにお伺いをいたしました。

現実の生活の中でもそういう声がありまして、うちの、愛知県ですから自動車産業が盛んなんですが、ボナナスがよくなつてくると、年末年始、町に人のにぎわいが出てくるわけですよ。そういうところを見ますとやはり経済が動いているなというふうになりますし、ことしの年末は、ふだんは結構タクシィがつかまるんですが、つかまらないというふうなこともありましたので、そういう意味では、地方経済ではありますが、確かに動き始めているなというのがあります。

それから、投資をしていただく一番喜ぶのはやはり地方自治体でして、固定資産税がふえてくるわけですから、そこがまた新たな投資を生んでいくということ、まさに、税率を下げることによって、企業が投資をしていただいたり従業員の給料をふやしていただくことでどんどんお金が動いて、まさにいい循環が進んでいくということなので、早い段階で二〇%台を達成した、やはりこれは非常に大きなことだというふうに思います。

そこで、これからますます、もつともっと企業の皆さんには投資を促していかなきゃいけない、さらには、できれば下請等々にも同じように投資をしてもらう、さらには従業員の給料をふやしてもらう、こういう働きかけをしていくことが必要だというふうに思うんですが、このあたりについて

てどのように働きかけをしようというふうにお考えなのか、お伺いをしたいというふうに思っています。

○大岡大臣政務官 根本議員にお答えを申し上げます。

経済の好循環と言われておりますのは、官民連携して新しい需要を見つくる、国民の需要、海外の需要を見つくる、それに向けて経済界が投資をしていく、そうすることによって、売り上げが拡大し、あるいは生産性が向上し、それが賃金にはね返ってくる、その新しい賃金がまた新たな需要、新たな消費を生み出していく、こういうサイクルを回していくことでございまして、まさに経済界がそのようなマインドに変わっていくことが重要だというふうにご考えておられます、この点におきましては、麻生大臣からも繰り返し官民対話の場で申し上げてきていただいております。

経済界からは、これに応じよう、与党税制改正大綱に関するコメントの中で、法人実効税率を二〇%台にしたということを歓迎するとして上で、設備投資の増大、雇用の拡大、そして賃金のさらなる引き上げに積極的な取り組みを進めると表明してきておられます、この点につきましては期待感を持って見守りたいというふうに考えております。

なお、法人税改革の直接的な効果の見通しというのはいまなかなか申し上げにくいところはあるかもしれませんが、官民対話におきまして経済界からは、二〇一八年度に八十兆円まで投資を拡大する、すとか、収益が拡大した企業に対して、昨年を上回る賃金の引き上げを期待し、この前向きな検討を呼びかけるといふ方針が示されておられます、このように、政府としてやるべきことをちゃんとやった、それに対して経済界が評価をいただいている、経済界もやるべきことをやる、お互い日本経済のために何をやればいいのかという行動について今後も協議をし、前に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○根本(幸)委員 ありがとうございます。

これから経済界と行政の中でしっかりと話し合いをして、これをやるからこれをやってくれ、やはりこのことが確実にまた賃金増、設備投資の増加につなげていきますので、引き続きまた御努力をいただければというふうに思います。

一方で、今回、実効税率の引き下げを行いましたけれども、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化目標というのがありまして、ことこの整合性というのはしっかりと考えていかなきゃいけないんだというふうに思います。

税制の中立性と財政の健全化、いろいろなところに目配りをしていかなきゃいけないですし、財源なき減税、これを重ねることは、今の財政状況とか企業の内部留保の状況を見るとなかなか国民には理解をされない部分もありますので、ここをどう説明していくかということ是非常に大切なことだというふうに私は思います。

そこで、今回の法人税実効税率の引き下げに伴ってどういうふうな財源を確保していくのか、その考え方、さらには進め方について、お伺いをしたいというふうに思います。

○坂井副大臣 厳しい財政事情を鑑みますと、企業部門の内部留保、また、手元資金の状況などを踏まれば、財源なき税率引き下げというのを行うことは適当ではないことから、しっかりと財源を確保した上で二〇%台へということで、法人実効税率引き下げを実現したところでございます。

具体的にとすることで幾つか申し上げますと、例えば国税では、生産性向上設備投資促進税制の見直しということで、二十八年度プラス七百二十億、二十九年度からプラス二千四百十億、また、その他の租税特別措置の見直しで二十八年度からプラス二百四十億、減価償却制度の見直しで二十八年度からプラス六百五十億、また、欠損金の繰越控除制度の見直し等々によりまして所要の財源を確保した上で、これらが大体、二十八年度が総額プラス二千三百七十億、二十九年度はプラス二千三百八十億、三十年度はプラス三

千三百億円となつてまいります、こういったことで法人税率を現行の二三・九%から二十八年度に二三・四、三十年度に二三・二%に引き下げてまいります。これが国税であります。

また、総務省の所管でございますが、地方税である法人事業税におきましては、法人向けに外形標準課税を二十七年税制改正で決めた内容からさらに拡大をいたしまして財源を確保しつつ、現行で六・〇%であります所得割の税率を、二十七年税制改正で決めた四・八%からさらに引き下げて三・六%とする。

これらの措置をとった結果、国、地方の法人実効税率が、三二・一%から二十八年度に二九・九七%、そして三十年度には二九・七四%となるということでございます、とにかく、財源をしっかりと確保するということが大事だろうと思っております。

○根本(幸)委員 ありがとうございます。

この法人税率の引き下げの効果、これからは十分フォローしていただいて、企業の国際競争力強化に資するように引き続き改革を進めていただければというふうに思います。

それでは、続いて、プライマリーバランスについてお伺いをしたいというふうに思っております。

二〇二〇年度までに黒字化、こういう目標を今我々はとっているんですけども、そんな中で、現下の経済は、中国経済の減速とか、あと原油価格の下落などなどで、先行き不透明感がどんどん増しているんですね。そんな中でこのプライマリーバランスの黒字化というのを進めなきゃいけない。

そこで、この黒字化に向けて、基本的な考え方、そしてそれを具体的にどう進めていくのか、この二つをあわせて御答弁をいただければというふうに思います。

○坂井副大臣 委員御指摘のとおり、プライマリーバランス黒字化のためには、経済再生とそして財政健全化、これを両立させていかなければならないというところでございます。

実際、安倍内閣におきましては、三年間で一般歳出の増加を一・六兆円に抑制しております。この間税収がふえたということも相まって、平成二十七年度は、今年度でございますが、プライマリバランス赤字半減目標を達成する見込みでありまして、平成二十八年年度予算では、新規の国債発行額を十兆円減額したところでございます。今後、政府といたしましては、成長戦略を着実に実施することで経済再生に取り組みとともに、経済・財政再生計画で示された目安に沿って、改革工程表、八十項目あるものでございますが、これに基づく歳出改革を実行し、二〇一八年度時点での進捗状況を評価し、必要な場合には歳入歳入の追加的な対応を検討することによって、不退転の決意で二〇二〇年度のプライマリバランス黒字化を実現する方針でございます。詳しい施策につきましては政務官がお答えいたします。

○大岡大臣政務官 副大臣の答弁につけ加えまして、具体策について申し上げます。

先ほど申し上げました八十の歳出項目につきまして改革工程表をつくりましたが、その中には、例えば社会保障につきまして、負担の公平性の確保や公的保険給付の適正化に取り組むとか、後発医薬品の使用促進のためのインセンティブ措置を強化するとか、大型門前薬局に対する調剤報酬の引き下げを行うといった改革を含みまして、診療報酬の適正化を通じて、この計画に沿った歳出抑制を実現しております。

以上でございます。

○根本(幸)委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、安倍政権の哲学であります経済再生なくして財政健全化なし、ぜひ、経済の再生とそして財政健全化、これを必ずなし遂げていただくように、我々も与党の一員として一生懸命頑張つてまいりますので、引き続きの御努力をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○宮下委員長 次に、伊藤渉君。

○伊藤(渉)委員 公明党の伊藤渉です。

きょうは、これまでの当委員会での質疑も踏まえまして、まず冒頭、改めて軽減税率導入の意義について再確認をさせていただきたいと思っております。

三党合意を経て成立いたしました税制抜本改革法におきまして、軽減税率制度は、給付つき税額控除、総合合算制度と並び、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から検討課題の一つでございました。

そうした中で、軽減税率制度は、給付つき税額控除といった給付措置とは異なり、日々の生活の中において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税負担を直接軽減することによって、買い物の都度、痛税感の緩和と実感できるという利点があり、この点が特に重要であるとの判断により、導入が決定をされました。

また、年収の低い方の食料品等の消費支出に占める割合は高収入の方よりも高くなつており、消費税が有しているいわゆる逆進性の緩和の観点からも有効であること、さらに、日々の生活の中で痛税感の緩和と実感していただくことで消費者の消費行動にもプラスの影響があるものと期待できることなど、これまで答弁をいただいております。

また、こうした軽減税率制度の導入の意義がここまで確認されておりますが、ちなみに、給付つき税額控除に関する点についても質問させていただきます。例えば、平成二十六年年度に実施をいたしました臨時福祉給付金の場合、支給対象者数約二千二百万人に対し、支給決定者数が約一千九百九十二万人となり、支給対象者数の約九割に当たる約二百八十八万人の方が残念ながら給付を受けられなかったという事実から、申請に基づき給付制度の課題も明らかにしてまいりました。

また、給付の前提となる所得の把握につきましても、国税当局において全ての所得を把握するこ

とは困難であることも明らかにしてまいりました。

こうしてこれまでの質疑を確認させていただきましますと、税制抜本改革法において検討対象であった軽減税率制度、給付つき税額控除、そして総合合算制度の中で、低所得者への配慮を可能にする、現実的に実施可能である制度は軽減税率制度しかないという結論に至つてくると考えておりますけれども、まずこの点について財務省の見解をお伺いいたします。

【委員長退席、うえの委員長代理着席】

○大岡大臣政務官 伊藤議員にお答えを申し上げます。

もうほとんど議員が質問の中で言っていたいただいたことの繰り返しとなっておりますが、よろしいでしょうか。(伊藤(渉)委員「はい」と呼ぶ)

軽減税率制度は、日々の生活におきまして幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税負担を直接軽減するとともに、これによりまして、買い物の都度、痛税感の緩和と実感できるという利点がございます。この点が特に重要だという判断のもとに軽減税率制度の導入を決定いたしました。

他方、給付つき税額控除あるいは総合合算制度では、対象を低所得者に絞った支援ができるという利点があるものの、給付が実際の買い物のタイミングや購入額とは関係がない、あるいは、消費税そのものの負担が直接軽減されないことで痛税感の緩和と実感できないといった問題点がござい

ます。加えて、給付つき税額控除と総合合算制度につきましては、低所得者層の所得把握の問題や、所得が少ないが多額の金融資産を有する方をどう考えるのかといった資産把握の問題、それから、これらの制度の前提となるマイナンバー制度がまだ稼働したばかりだという問題、それから、これまで確定申告を行つてこなかった方も申請をする必要があるのですが、これに対応する行政の執行の

可能性やコストの問題、それから、既に給付つき税額控除を導入しておりますアメリカやイギリスにおきましては、給付額の一割から二割程度が過誤、過ちであったり不正受給であったりするなど、適正性の問題などがありまして、消費税率を一〇％に上げる平成二十九年四月に導入することは現実的ではないと判断したものでございます。以上でございます。

○伊藤(渉)委員 政務官、ありがとうございます。さらに理由をつけ加えていただきまして、税制抜本改革法に基づく低所得者への配慮としての軽減税率制度導入の優位性は、この委員会の質疑を通して随分明らかになってきたと思っております。

その上で、この制度を導入していく上で乗り越えていかなければならない課題もござい

ます。一つが、具体的な当ではめについてでございます。個別具体の食料品の提供が軽減税率の適用対象となるのか否かについて疑問がある場合は、原則として所管の税務署に問い合わせることになる、これも答弁はいただいております。一方で、税務署が閉まっている時間、夜とか土日、こういうときにも食料品の提供はたくさん取引が行われています。よって、原則は原則として、事業者あるいは消費者の問い合わせに適切に対応するために引き続き検討を重ねる旨、さきの質問の際、やはり大岡政務官から非常に丁寧な答弁をいただきました。

税制改正法案第七十一条では、「政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税率の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。」とござい

ます。これを実現していくために、課税当局自体の体制の充実、整備も大変に重要となると考えますけれども、この点についての財務省の見解をお伺い

いたします。

〔うえの委員長代理退席、委員長着席〕

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

軽減税率制度の導入に当たっては、政府として、混乱が生じないよう万全の準備を進めることとされております。

このため、執行官庁である国税庁としては、法案が成立し公布されれば、関係省庁や関係民間団体等と緊密に連携しつつ、積極的な周知、広報や丁寧な相談対応に取り組んでいきたいと考えており、平成二十八年年度予算においても、こうした制度導入に係る事務への対応のため、執行体制の整備として、百三十二人の定員措置等のほか、制度周知、説明会の開催、電話相談体制の整備に係る経費として約九・八億円などを計上しているところでございます。

具体的には、税務署の消費税専用窓口の相談体制の拡充、電話相談を集中的に処理するコールセンターの設置、事業者のニーズに応じたQ&A等の最新情報を提供する特設コーナーを国税庁ホームページに開設、幅広い事業者へのリーフレットの送付、関係省庁と関係民間団体や各種事業者団体と連携した事業者向けの説明会の開催及び講師派遣といったきめ細やかな取り組みにより、国税庁本庁、国税局、税務署の関係部署が一体となって効率的な事務運営を行いながら、円滑な制度導入に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な相談対応や説明会の開催に当たっては、より効果的に制度内容を理解していただく観点から、事業者の準備状況やニーズも踏まえて対応していく必要があると考えておりまして、大岡政務官からも御答弁があったように、今後、事業者、関係民間団体等の御意見や御要望も伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。

○伊藤 委員 こちらも大変丁寧な答弁をありがとうございます。

政府としては、総定員の削減という大きな枠組みの中で、課税当局の体制の充実、整備、簡単な

ことではないと思いますが、私も、私どももしっかりとサポートさせていただきたくしますので、この点についての取り組みをお願い申し上げたいと思っております。

次に、今回の法律の中で、インボイス制度、適格請求書制度の導入の意義について確認をさせていただきたいと思っております。

平成三十三年四月から導入を予定しておりますこのインボイス制度、事務負担の増加など、特に、中小企業、小規模事業者の皆様への御心配の声に丁寧に対応していく必要があることは言うまでもありません。その上で、インボイス制度導入のメリットについてもここで確認をしていきたいと思っております。

まず一つに、複数税率のもとでも、取引ごとに適用税率を明記し、税額を算出しますので、正確な税額計算が可能になります。

また第二に、もしこの税額計算に誤りがあれば、取引業者の税額計算にも影響が及びますので、正確な税額計算がなされているか、事業者間、つまりBtoBで相互チェックする牽制機能が働くようになると考えられること。

また第三に、これら二つのメリットから、事業者間で消費税が正確に転嫁されるようになります。消費税が八%に引き上げられた際、消費税分を力関係で取引業者に転嫁できない事例が問題になりましたけれども、インボイス制度ではこうした問題が発生しにくくなる。

こういったことが、京都大学の諸富教授、日経新聞紙上でも指摘をされております。

改めて、平成三十三年四月から導入を予定されているインボイス制度導入の意義について、財務省に答弁を求めます。

○大岡大臣政務官 お答え申し上げます。

先ほど伊藤先生みずからお話いただきましたとおり、インボイス制度の導入は、複数税率のもとでは、適切な課税を確保するためにはどうしても必要なものというふうに考えております。一方で、メリットもたくさんございまして、先

ほど伊藤議員からお話いただきましたとおり、正確な税額計算、それから相互チェックが働くことによる不正がなくなるということとあわせて、とりわけ交渉力、取引力の弱い中小企業にとりましては、最後の三つ目としてお話しいただきましたとおり、税額が明確になりますことから、税金の分の価格転嫁がしやすくなるという、中小企業にとりましては大きなメリットがあるというふうに考えております。

今回の税制改正法案の附則におきましても、政府は、インボイス制度の導入に係る事業者の準備状況等を検証しつつ必要な対応を行う旨明記をさせていただいておりまして、しっかりと今後とも、事業者への対応を行いつつ、軽減税率制度のもとでの適正課税の確保のために、このインボイス制度の円滑な導入に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤 委員 ありがとうございます。

まさに今政務官から御答弁いただいたように、円滑な導入に向けて、このインボイス制度への移行期、これを今回の法律では四年間見ているわけでございます。この間における会社の経理、ここにも混乱を来さないように、丁寧な対応そして周知徹底が重要になると思っております。

繰り返して申し上げますけれども、軽減税率制度がスタートをすると、会社の経理における事務負担が増加することについて不安の声がござい

ます。平成三十三年四月からのインボイス制度導入までの間、請求書は今のままで、軽減対象の商品をチェックする簡易型でよいとしております。また、それでも、税率ごとの商品の売り上げを合計し、そこから納税額を計算するのも大変だ、こういう声もございまして。

そこで、年間売上高が五千万円以下の企業は、厳密な売り上げ管理をしなくてもよいみなし課税という方法を選ぶこととしております。年間売上高が五千万円超であっても、平成二十九年四月か

ら一年間は同様な対応を認めております。一つは、仕入れた商品をそのまま販売する小売業の場合、仕入れ額に占める軽減対象商品の割合を把握し、そのまま売り上げにも当てはめられるようにしております。

もう一つは、連続する十日間の営業日の軽減対象商品の売り上げを把握し、年間の売り上げを推計する仕組みで、みなし課税の大半はこの手法になると現時点では考えられております。

さらに、おじいちゃんやおばあちゃんだけで営むような本場に小さな商店など、売り上げすらきちんと把握できていないケースもあるというふうに現場では耳にいたします。そこで、売り上げに占める五〇%を軽減対象の売り上げとみなす仕組みも考慮をされております。もちろん、さきに申し上げた十日間の売り上げも把握できない場合だけにこの仕組みは限定をしております。

以上申し上げたとおり、軽減税率の導入当初からインボイス制度導入までの移行期において、会社経理等の事務において事務負担の増加が抑えられ、混乱が生じないよう、さまざまな対応が今回の法律には盛り込まれております。法案が成立したならば、これらを速やかに現場へ浸透させていかなければなりません。

先ほどの問いとも同じ趣旨になりますけれども、そのための課税当局自体の体制の充実、整備及び関係団体等の協力体制の整備について、財務省の見解をお伺いいたします。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員が御指摘のとおり、今般の税制改正法案には、来年四月からの軽減税率制度の導入に当たり、税率ごとの区分経理が困難な事業者の方々のための税額計算の特例などの経過措置が盛り込まれております。

こうした特例措置も含めて、事業者の方に制度内容をしっかりと周知していくことが重要と考えており、国税庁としても、各種の取り組みに関係部署が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまでの税制改正においても、事業者と直接接する国税局や税務署においては、各地域の関係民間団体等と連携して制度周知等に取り組んできたところでありますが、軽減税率制度については、特に多くの事業者に関係するものであるため、各地域の関係民間団体等とはもとより、中小企業団体や関係する業種の事業者団体なども連携を図り、事業者のニーズや各業種の実態に即した説明を行うといったきめ細かく丁寧な取り組みを行っていくことで、できる限り迅速に軽減税率制度の内容が事業者に浸透するよう努めてまいりたいと考えております。

○伊藤（渉）委員 ありがとうございます。

こうしたきめ細かな対応が現場にきちんと伝わっていけば、徐々に不安の声も小さくなり、導入に向けて円滑に進むようになってくると思いますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

この移行期等におけるもう一つ重要な案件として、レジの改修等の速やかな実施というものが含まれてくると思います。

軽減税率制度の円滑な導入に向けて、必要なレジの導入やシステムの改修等に対して、政府は資金的に支援することとしており、予備費や補正予算で手当てを行っているところでございます。

軽減税率対応の簡易なレジの導入や商品情報登録可能な機種メーカーによる改修、コンビニなどが導入しているPOSレジは既に複数税率に対応している機種も多く、大きな改修は行わなくても大丈夫そうだとおっしゃっております。また、チェーンストアの牛丼店などは、税率が異なる店内飲食と持ち帰りの両方に対応するための券売機の改修が必要になる可能性もございます。

メーカーがレジや受発注のシステムを開発し、小売事業者の機器に反映させるまでには一定の期間が必要であり、小売事業者の資金的支援のための予算も使い勝手のよいものとして、レジの買い替えや改修の速やかな実施をしつかりサポートしていただきたいと思います。

この点については、経済産業省に答弁を求めます。

○木村政府参考人 中小企業庁といたしましては、消費税の軽減税率制度の導入に当たりまして、事業者の現場においても混乱が生じませんよう、影響を受ける中小企業、小規模事業者の準備に対する支援にしっかりと取り組むこととしております。

このため、まず本年度の予備費を活用いたしまして、中小の小売事業者等に対しまして、複数税率に対応可能なレジの導入等を補助するという観点とともに、電子的な受発注システムを使っております中小の小売事業者、卸売事業者等に対しまして、複数税率に対応するために必要なシステム改修を補助することとしております。

予算の使い勝手等についての御指摘もいたしたいのですが、事業者がまず補助金申請を円滑に行えるように、事業者の手続負担にも配慮した制度設計が重要だろうと考えてございます。

詳細は現在検討中でございますけれども、申請などの手続をできるだけ簡便に行えるように、記載事項をまず極力簡素化するでございますとか、例えば、通常であれば事業完了時に提出いたします実績報告書といったものがございまして、これを交付申請書で兼ねるといったことで、書面を減らすようなこともやっていきたいという考えでございます。

また、平成二十七年年度の補正予算に基づきまして、軽減税率制度の内容でございましてとか対応策について十分な周知、広報を行うための、関係省庁と一体となったパンフレットの配布、あるいは説明会、講習会の開催、そういった取り組みの予算もいただいておりますので、こういった取り組みも進めていく所存でございます。

加えまして、商工会、商工会議所、あるいはその他の関係団体とも連携をいたしまして、相談窓口の設置でございましてとか専門家の派遣といったことを通じまして、レジの買い替え、あるいは改修の速やかな実施を促すように、丁寧なサポートを行っていきたく考えてございます。

○伊藤（渉）委員 ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

消費税関係では最後の質問にさせていただきます。依然として現場では非常に根強い望む声がありますので、総額表示義務に関する特例について質問をしたいと思います。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法、この第十条第一項は、二度にわたる消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の張りかえ等の事務負担に配慮する観点から、本法の施行日平成二十五年十月一日から本法が失効する平成三十年九月三十日までの間、消費税法第六十三条に規定する総額表示義務の特例として、税込み価格を表示することを要しないものとしている。消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講ずることを求めています。

また、本法第十条第二項では、消費者の利便性に配慮する観点から、平成三十年九月三十日まで期間であっても、本特例により、「税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない」と規定をしております。

この点、二月十七日の委員会質疑の冒頭でも取り上げましたけれども、普通の主婦の方などとお話をすると、物を買うに当たって、今だと消費税八%ですから、千円のものに千八百円と記されているのと千円プラス税と書かれているのでは、実際にお買い物をされる際の感覚というのは随分違わうと。これは事業者の方においてもこういうお話をよく聞くわけでございます。

よって、誤認防止措置を施した上で、いわゆる外税も可能にした方が事業者にとっても消費者にとつても利点があるように私には思われるわけですが、当該特例の延長等も含めて検討すべきと考えられますけれども、財務省の見解、お伺いをしたいと思います。

○大岡大臣政務官 お答え申し上げます。消費税の総額表示義務といたしましては、先ほど委員からお話いただきましたとおり、税抜き価格と税込み価格を正しく表示しなければならないという義務でございます。これは、消費者の立場に立ちまして、利便性に配慮して、税を含めた支払い総額が一目でわかるようにするための制度でございます。

一方で、先ほど委員からお話いただきましたとおり、転嫁対策の一環として、消費税引き上げ前後の期間に限ってこの総額表示をしなくてもいいというふうな免除をしているところがございます。もちろん、誤認防止措置を施した上で、しなくてはならないという免除をしているところでございます。

したがって、転嫁対策特別措置法の期限到来後は、原則的には、これは消費者の立場から事業者が総額の表示を求めることが適当だということに考えておりますが、委員が恐らく現場を回っていただいて、スーパーとか小売業者からさまざまな声を拾ってこられたのだと思いますが、値ごろ感というものを表すためには、やはり三百九十八円、税込み四百三十円ですか、四百三十円と書かれておられると三百九十八円と書かれておられると、三百九十八円と書きたいということなんだろうと思っております。

実は、現在の総額表示義務におきましても、税込み価格を書いて税抜き価格を書かなければならないとは決まっております。最初に税抜き価格を書いて、括弧書きで税込み価格を書くということも認められておりますので、こうしたことは、法律に照らして、小売業者のポップ等で工夫、努力をしていただければありがたいと思っております。

一方で、委員から御指摘がありましたとおり、

今後の事業者の価格転嫁の状況がどうなるかというの、これはわかりませんので、こうしたことも踏まえて、今後、この総額表示義務につきまして、引き続きよく検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。ぜひとも、またじっくり現場の声にも耳を傾けていただき、御検討いただければ幸いに存じます。

時間も参りましたので一つ飛ばして、最後、総務省にお伺いをいたします。

今回の改正、平成二十八年度税制改正における地方法人課税の見直しによりまして、地方法人特別税・譲与税が廃止をされました。一方で、法人住民税法人税割の一部国税化が都道府県分、市町村分ともに拡大をされまして、法人事業税交付金が創設をされる法案となっております。

これによって、法人市町村住民税法人税割の税収割合が大きい不交付団体では、法人市町村民税の一部国税化による減収が法人事業税交付金及び地方消費税引き上げによる増収を大きく上回ると心配をされている自治体もございまして、結果として減収となる地方公共団体が生じるわけでございます。

よって、政府は、今回の税制改正により生じる個々の地方公共団体の実情を的確に把握していただきまして、全ての地方公共団体の財政運営に支障を来さないように配慮すべき、こう考えますけれども、総務省の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○時澤政府参考人 お答えいたします。

今回の偏在是正措置でございますが、地方消費税の引き上げと法人事業税交付金の創設によりまして、大半の市町村では増収となるものでございますが、御指摘のとおり、法人住民税法人税割の税収の割合が非常に大きい団体におきましては減収が生じることもあり得るものでございます。これに対する配慮措置といたしまして、法人事

業税交付金につきまして、変動が急激に生じないよう経過措置を講ずる、また、この税制改正に伴います減収額を対象に地方債を起すことができよう、地方財政法上、特例規定を設けることといたしております。

これらの措置につきましては、交付団体、不交付団体いずれも対象となるものでありまして、地方団体の財政運営に支障とならないよう配慮しているものでございます。

偏在是正措置の意義あるいは配慮措置の内容につきまして、引き続き、丁寧に御説明し、御理解をいただけますよう努めてまいりたいと思っておりますし、個々の市町村からの御意見につきましてもきちんと賜ってまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

○宮下委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民主・維新・無所属クラブの宮崎岳志でございます。

本日も引き続き消費税を中心に質問をさせていただきますが、まず、これまでの質疑を聞いていった中でちょっと感想を申し述べたいというふうに思っています。

昨日、公明党の斉藤鉄夫先生が質問をされました、そのときに、軽減税率について、低所得者対策になるかならないかの議論は、率で見ると見ると見るかの違いである、逆進性であると言われる場合は率で見ているのに、高所得者の方に恩恵があるという場合は額で見ている話であるという指摘がありました。

これは当を得た指摘であるというふうに思いますし、ある意味、斉藤先生の非常に誠実なお人柄があらわれていたような、含蓄のある言葉だなというふうにも思ったんですけれども、それを聞いていて、やはり与党議員の皆さんも、例えば、支持者の方などから厳しい声もこれについていただいているんじゃないかなというようにも感じました。与党の立場として、なぜこういうことが理解されないのかという、ある意味で疑問のよ

うなもの、戸惑いのようなものもあるんじゃないかなというふうに感じた次第です。

私も含めて、あるいは国民広く一般もそうかもしれないし、専門家もそうかもしれないし、低所得者の対策になっていないではないかというふうになぜこれだけ指摘するのかということ、根本に立ち返って考えなければならぬと思ふんです。決して、単なる政治的な思惑とか、あるいは、ためにする批判というわけではないわけでありまして。

これが、もし低所得者対策も何もない状況で二%上げる、八から一〇にするということがまずあって、その中で軽減税率が出てくるということであると、なるほど、これは逆進性が緩和されるんだな、そういうふうな受けとめ方をされたと思ふんです。

しかし、今回は、最初から低所得者対策というものがあるということとはもとより決まっていたわけでありまして。総合合算制度、給付つき税額控除、軽減税率という三案がありまして、そのレールというものは、四年前の三党合意で既に引かれていたということでありまして。

その上で、軽減をすれば、当然その分の税収が減る、逆に言えば、財源が必要になるということでありまして、限りのある財源の中で、では、どうやって低所得者対策を実現するんだらうということになります。軽減がなくて一〇%というものとこの比較ではなくて、最初、合意を取り決められた三案の中でどうするのかということがまずあったということだと思ふんです。

三党合意時点で私どもは与党であつたわけですが、私もこれは調べていて気づいたんですけれども、私たち、三年三カ月政権にいたんです。私は中二年落選をしているんですけれども、復活して再選をさせてもらったということなんです。与党を三年三カ月やりまして、これはちよつと驚きの事実だったんですが、今の自民党の二期生の方よりも与党経験が長いということにはたと気づか

ものだなというふうに思つたんです。

そのときにやはり徹底的な議論を行っているんです。軽減税率についてももちろん議論したし、給付つき税額控除、あるいは総合合算制度、こういうところについて非常に徹底的な議論をいたしました。その中で、軽減税率には大きな効果がない、あるいは、あるにしても効率が非常に悪いんじゃないかという結論になって、それがなくなつたという経緯があります。

その後、三党合意で、二〇二二年の六月だったと思いますけれども、協議をする中で、やはり当時の自公の方から、軽減税率をぜひ入れてくれという話があつて、そこに、一回民主党案では消えたものが戻ってきた。こういう経過だったんです。

軽減税率というのは、低所得者対策としての効果が薄い。かつ、例えば事務負担、インボイス、線引き、あるいは業界と政治との癒着、そういった課題がいろいろ残るということでありましたから、我々は政権からおりましたけれども、軽減税率というのは、まずそのままの形で出てくることではないだらうというふうな考えていたところもあります。野党になってからでも。そして、実際、当初そのとおりにならなかつたわけでありまして、マイナンバーを使ったポイント制の還付案みたいなものも出てきたりした。

しかし、いろいろ経過があつて、では軽減だということにもう一度なつたわけなんです。

そのときに私どもも、野党として見ていて考えました。軽減税率はいろいろな問題がある、ならば、どういう工夫をして与党の方から御提案があるのかな。インボイスが大変とか効果が薄いとかいうことは最初からわかつておりました。そのまま出してくることはないんだらうと。

例えば与党議員の中から、個別に、例えばインボイスを使わなくてもできる案が個人的にはあるんだということも仄聞をすることもありました。あるいは、軽減対象の品目を狭めて、そのものについては五%に下げて、そして一〇%、五%

の二段階でやるという案もあったかもしれない、同じ例えば一兆円という枠を使うなら。また、軽減税率に給付つき控除を組み合わせるとか、別のやり方もあったかもしれない。

しかし、出てきたものは、ある意味何の工夫もない、二%ただ上げるだけ、食料品で一律というものであつて、しかも、なぜか新聞がついてくる。ちよつと理屈として、何というのでしょうか、根本的な問題を解決しようという姿勢がちよつと見られないんじゃないかなという案で、正直、我々としてもちよつとがっかりしたところはあるわけでありませう。それが本音であります。

特に、その直前に出てきたのが、マイナンバーを使ったポイント制の還付という余りに複雑過ぎる案だったために、その後に出てきたのが今度は余りに単純過ぎるというか、簡素な案だったものですか、面食らったという面があるのかなというふうに、これまでの我々の視点から見た議論の総括といえますか、一定の所感でございます。

その上で、積み残されたさまざまな問題についてちよつと議論をさせていただきたいんですが、資料を御用意させていただきました。免税事業者、特に農業に関することをまず取り上げたいというふうに思っています。

こちらの資料を見ていただければと思うんですが、これを私が自分でつくつて、なかなかよくできた表だなというふうに自画自賛しておるんですけども、私はこういう表をつくるのが結構好きで、自分でつくりながら考えをまとめたつもりなんです。

農家があります。先日言ったように、農業センサス等を見ますと、販売農家のうち販売額が一千万円を下回るもの、恐らく大半が免税事業者だと思ひますが、それが全国に百三十数万軒ありまして、全国の農業者の八割以上を占めている。その農家は免税業者なんです。そして、この表を見てもらえばわかりますが、インボイスを発行できないということになります。そして、購入した事業

者の方は、インボイスがないと仕入れ税額控除ができないものですから、消費税の分の負担を自分のところで丸かぶりするということになります。

ですから、事業者というのは、免税業者から買うということは、インボイスが発行された後はまづなくなります。そうしますと、免税業者は売り先が限られてくるということです。

この表を見ていただきます。一番左、JA、これは無条件委託販売です。一般的なJAに卸すという場合はこういう形をとるというんですが、これは、特例措置でJAがかわりにインボイスにかわるものを発行してくれる。これはオーケー。

次は、市場で競りで売る場合。これも、市場の方でインボイスにかわるものを発行してくれる。これもオーケーということになります。

問題はそこからであります。例えば商社とか問屋さんとかに卸す、いわゆる商系の取引をするというところになりますと、かなりの部分が、基本的にはそういう卸商社みたいなところに農作物を売るということはできなくなります。もちろん、向こうがインボイス要らないよと言つてくれればいいんですが、なかなかそういうことにはならない。あるいは、非常に安く買いたたかれるという形でインボイス要らないよと言つてくれるかもしれないが、基本的には売ることができなくなる。

それから、規模は小さいけれどもやる気のある農家の方々が、レストランや食堂、スーパー、直接そういうところと取引をするという場合もあります。レストランで、地域の、丹精を込めてつくった人の、農家の顔が見える野菜を使ってサラダをつくつておられますという看板を出してサラダを売る、取引をするという場合も、そこに卸すことはできない。あるいは、地元のスーパに直接卸すということもできなくなる。あるいは、直売所を通した場合も、事業者が売る場合はできなくなる。

ただ、消費者に売る場合は、この消費者の方がインボイスは基本的に要らないわけですから、こ

こには売れるということになりますし、消費者に直接販売もできる。

しかし、この図でいえば、七つの経路があるうちの三つが基本的にできなくなる。ちよつと長くなりましてけれども、これの問題についてどのように対応するんでしょうか。改めて伺います。

事業負担が重くなつても課税業者になるということなのか、それとも、そうじゃなくて別に手だてがあるのか、この点について、まず麻生財務大臣にお教えいただきたいと思ひます。

○麻生財務大臣 これは自画自賛するぐらいのこととあります。よく整理がされていると思ひます。

これはいわゆる適格請求書の保存システムという、通称インボイスシステムというものの導入後において、今、宮崎先生の御指摘のあつたとおり、直売所で免税事業者であります農家から仕入れた農作物というものについては、仕入れ額の控除がということでできないということになっておるのも事実であります。

こうしたことから、農家の場合ですけれども、免税業者が排除されるのではないかと、または課税を選択せざるを得なくなるので、早い話が、適格請求書、このインボイスというものの発行とか税額計算とか、そういう事務負担を負わせるのではないかと懸念する声があるということなんだと思ひます。私ども、これはよく承知をいたしておるところであります。

ただし、この制度というものの導入の事業者への影響というのは、これは実はさまざまなんだと思つております。

例えば、納入業者であります地場の食堂とか小規模なスーパーなどは、通常これは簡易課税を適用していると思ひますね。というような場合には、小さなところですから、納入先の事業者がインボイスというものを必要としないということも多々あると思ひますので、免税事業者が取引から排除されるということは、簡易課税を使つているサイズのところだったら、普通はないんじゃない

かなと思つております点もあります。

また、免税事業者でありますこの農家が課税選択を行う場合に、これは簡易課税を農家の方が利用するというところで、事務負担というもののそのものが軽減されるという可能性もあると思つております。

また、取引から除外されるのではないかとこの御懸念は、こういった事情というものを必ずしもよく御理解いただいていないこともその一つの一因ではないかと思つておるんです。

少なくとも政府としては、まずこの制度についてよく知つてもらふ、周知徹底を図つていきたいというのが第一なんです。その上で、免税業者が課税事業者へ転換するかしんないかというのを見きわめながらしつかりした時間というものをかけないと、これは多分農家というのは、トーゴーサン、御存じかと思ひますが、トーゴーサンの例から見ても、いまだかつて一回も払つたことはないという人も多分おられるのだと思ひます。私も地元で三人ぐらいから聞きまして、私は一回もやつたことがないという人がおられましたので、多分そういう人もおられるんだと思ひますので、これはちよつと時間をかけますということと四年したらと言つたら、もう私はそのころ死んどると言われたので、いや、あなたの息子がやるんじゃないのという話もしたぐらいなんです。時間をかけてやらせていただきますのが一つ。

それから、導入からさらに六年間、免税事業者からの仕入れについては一定の仕入れ税額控除ということを確認しますので、トータル、四年、六年で十年ということになりますので、そういつたかなりの時間をかけてやらせていただかないと、定着するのに何十年とやつてきて、今だから一円も税金を納めたことないわいと自慢そうに言われても、ちよつとあなた、それは今までの方がおかしいんだろがという話もしましたけれども、とにかく、こういったものもいろいろありますので、今回も、税制改正法の附則に示した方針で、この保存方式というものの導入にかかわる事

業者の準備状況とか事業所のいわゆる取引への影響の可能性というのは、ちよつと正直、これは役人が考えている話というのは、大体商売をしたことのない者はかりで、率直、新聞しか売ったことないとか言われればそれまでですけども、商売をしたことのない人の話というのは、どうもいまいつ、私のように商売をした経験のある者からいくと、ワンポイント、ポイントがちよつとおかれているというような感じが正直なところしないうけでもないで、ちよつと時間が必要なんだと思っております。先方があつて、その免税業者も、免税を受ける買い取る方にしても、消費者はもちろんでしょうけれども、我々つくっている方も、初めてのことで、これはなかなかいまいつびんときていないところもあるんだと思ひます。

これは、時間をかける必要があるのは、むしろこつちも必要があつて、そういうものを見て、ああこういう事業に対してはという点に関しては、これはいろいろさわつて附則としていろいろやつていかないかぬという部分もあるんだと思ひますので、これは、農業従事者、売っている方です、農業、つくつておられる方々を含めていろいろ話をさせていただきながら、適正にこれは対応していかないかぬということが起きてくるだろうなと思つております。

○宮崎(岳)委員 財務大臣、農家はトーゴーサンで一回も税金を払っていない人がいっぱいいると実例を挙げて言われて、ここでそういうことを言われるのもどうかと思うんですけども、それはともかく、ちよつと確認させていただきたいんですが、これは主税局長の方がよろしいかしれません。

今の話でいうと、事業者の方が、つまり購入側の方が簡易課税を選択している場合は、インボイスは受け取らなくていいということによろしいんです。これは最終的にそうなるということ

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

購入している側の買い手の方でございませう。それが例えばレストランのような形で、もしも簡易課税を選択しているという場合は、その事業者の納税計算をするときに、簡易課税のみなし仕入れ率というのを使つてやりますので、仕入れについて特段その情報が必要ではないということです。

みずからがどれぐらいの売上高があるかということから自動的に仕入れ額が出てまいりますので、インボイスに基づいてやるという必要性が乏しくなるといふことでございまして、免税事業者が例えばそういうところと取引している場合においても排除される可能性はあるかといつたら、そういう相手であればその可能性は極めて低いだろう、こういう意味でございませう。

○宮崎(岳)委員 今の主税局長の御説明はちよつとわからなくて、では、簡易課税の場合はインボイスを受け取らなくてもいいということによろしいんですね。これは重要なところなので、ちよつと確認させていただき。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。事業者間の取引ですから、何がしかの請求書なり、そういうものが通常出ていると思ひます。

税法の方からの要請として簡易課税を選択している場合には、インボイスという形でなくても、今申し上げたような形で計算ができるので、インボイスがないとだめだといふふうにはならないと申し上げているわけですが、実際にその取引をしているところ、そういうことにおいて、その一点をもつて排除されるということはないということではないかということですが、

言いかえますと、簡易課税制度を適用しているという場合においては、仮にインボイスがなくても納税事務には支障がない、そういう意味だといふことを申し上げておるわけでございまして、その場合には、仮に免税事業者の方がインボイスという形で出さなくても、取引が成立しないといふことの可能性も低いであろう、こういうことを申し上げております。

○宮崎(岳)委員 ちよつと、可能性が低いとか、

インボイスがなくても納税事務に支障がないとか、何かはつきり言っていないんですね。

本間に、簡易課税を相手方がやっているからインボイスを受け取らなくていい、インボイスなしでも税務署がちゃんと認めてくれる、仕入れ額も含めて全てということによろしいですか。

○佐藤政府参考人 その事業者においては受け取らなくてもいいということになります。

○宮崎(岳)委員 もう一つ確認をしておきます。そうすると、例えば免税事業者も、インボイスは出さないけれどもレシートは出す、あるいは領収書は出すということがあつて思ひます。そうすると、例えば、所得税を計算するときと消費税を計算するときで使う書類が違つてきますよね。

消費税の方はインボイスしか有効じゃないけれども、所得税とか法人税とか、まあ所得税ですね、つまり、経費が幾らかかつたのかということをやるとき、消費税の計算、税額控除をどれぐらいとるかということが、使う紙が変わつてきます。

それをどういふふうにつづるかとかという問題も出てきますが、そういうことでよろしいんですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

免税事業者の場合でも、やはり取引をいたしますので、何がしかの請求書なり領収書なりを発行するということになるんだらうと思ひます。

ただ、そこに、税法上で今回求めているいろいろな事業者番号とかそういうものはついていないという意味においてはインボイスではない請求書であるということですが、取引実態としては、当然そういうふうになるんだらうといふふうに思ひます。

それから、インボイスが仮に出されれば、それは一つの大きな取引の証拠でございますので、所得税とか法人税とか、申告するときの証拠書類の一部という位置づけになるんだらうと思ひます。

○宮崎(岳)委員 地域の税務署の皆さんが税務調査に入るときは余りそんなに優しくはないかなという気も正直しております、そんな、何となく書

類があればそれで全てオーケーといふふうにはならないだろう。

通常は、領収書あるいは振り込み明細みたいなものをづつづつまいるわけです。その中に、インボイスであるものもあれば、インボイスでないものもある。そして、消費税の計算をするときはインボイスのものをだけを計算し、そうじゃない、例えば経費とか所得に關するところを計算するときにはそれ以外のところも計算をする、そういうことでよろしいですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御指摘になられたのは、納税の事務をするときに、課税事業者から買つた場合と免税事業者から買つた場合、二種類ござるであらう、こういうお話だと思ひます。

両方におきまして、通常はそれぞれ請求書が出てまいります。そのときに、免税事業者から出たものは課税者番号がついていない請求書ということになりますし、そうでないものは、インボイスの方はその番号はついていないということで、明確に請求書が適格請求書であるかどうかということが判別がつくという形になりますので、それに基づいて消費税の申告をしていただくということになります。

○宮崎(岳)委員 少々複雑なような気がしますし、本間にスムーズにいくのかなとちよつと危惧は覚えます。

さて、今、麻生大臣が言われましたとおり、相手も簡易課税を選択していれば、つまり小規模なところであれば、なくてもオーケーだ。逆に、相手がある程度のきちんとインボイスを使つて税額を計算しているところだと、そこには売れなくなるし、そこについては、例えば猶予の措置とか、時間的猶予という意味じゃなくて、例えば除外規定とか特例措置とかというのは、現時点で設けるつもりはないということによろしいんでしょうか。

逆に言えば、基本的には、課税事業者への転換をするか、あるいは、そういうところの取引は

やめて、直接消費者とのみやる、あるいはJ Aとのみやるという存在に転換していくか、どちらかを選びなさいということでもよろしいんですか。これは大臣にでも。

何かありますか、主税局長。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

課税の適正化という観点からインボイスが必要であり云々という話はるる申し上げてきましたので、それを前提に、先生から御指摘あるような事業者の排除の問題等々いろいろ考える必要があるという御懸念に対してどう対応するかということでございます。

今御提案申し上げているのは、まず、インボイス導入まで四年間の準備期間を置くということ、事業者がみずからの判断において、転換することの可能性あるいはその可否というものはしっかりと見きわめていただければということ、四年を置いておられますが、一方、法律の附則で、軽減税率制度導入後三年以内に、事業者の準備状況等よく検証して必要な対応を行うということが書かれてございます。

三年以内ということは、インボイスが導入する一年前までの間に、インボイス導入に伴う事業者の準備状況をよく見て検証して、必要であれば必要な対策をとりなさいというふうにさせていただいております。

そういう意味では、今まで申し上げている準備というのは、あくまで事業者側にやっていただく準備というのもございますけれども、政策当局として、まさにそういう必要性があれば必要な対応をとるとすることも盛り込んでおるということでございます。

ただ、現状におきましては、我々が考え得る最大限の形で御提案をさせていただいているということでございます。

○宮崎(品)委員 さまざまな対応をとると附則に書いてある、それは当たり前だと思ふんですが、その場合は、例えば実施時期をちよつと延長するとか、あるいは予算でレジへの支援みたいなもの

を改めて入れるとか、通常そういうものをもってないのであつて、今回の場合のように、課税業者にならなくても特例を設けるとかというものは基本的に念頭にないんじゃないかなというふう

に、過去の例から見ても私は想像するんです。一点、以前も別の委員の方がここで指摘をされましたけれども、ヨーロッパでは確かに付加価値税が広くあつて、複数税率も広くあり、そしてインボイス制度も定着をしておりますから、ほとんどの事業者がインボイスを発行しているんです。逆に言うとはとんだの事業者が課税業者で、免税業者というのは、日本のように幅広くついているということはないんですよ。

そうすると、そのとき別の委員の方が指摘したように、政府とか財務省の姿勢がどこにあるのかというのがやはり判然としないような感じがするんです。つまり、これを全部原則課税業者なんだ、ヨーロッパ的にそういうふうにしていくということならわかりやすいんです。逆に、多少の間はかかるけれども、税は納めるのが原則であるので、原則は課税になつてください、そういう事業者相手に取引するようなのは課税しても当然じゃないですか。ただ、本場に趣味的にやるのかというもので消費者相手にやる、副業的に趣味的にやるようなもの以外は全部課税なんですと言いつつ切っているならわかりやすいんですけれども、何か今のままで余り変わりません、でも、インボイスを入れると全然状況が変わつてくるというところがやはり非常にはつきりしないなというのが、私の今の感想であります。

麻生大臣、この点、課税業者への転換をしろうという姿勢なのかどうかということ、あとは、今後例えば商社やスーパーに売れなくなつたり、あるいは、直売所で相手に一々、あなた簡易課税ですかなんて確認できないと思ふんですよ。固定の取引先、だつたらできると思ふんですよ。ただ、そういう不特定多数の人が来るところはできないわけですから、そういう場合への対応を、対応というか、例えば除外措置なり特例措置なりというのを

今後設ける可能性というのはそれなりにあるのかどうか、この二点について伺えますか。大臣に伺ひたいです。

○麻生国務大臣 これはもうおつしやるつもりに、ヨーロッパの場合は、ずっと昔から複数税率という制度になつておりますので、どこへ行つても皆同じようなやり方になつていくのが一つ。

それから二つ目は、宮崎先生、日本の場合みたくに、本場に小さな業者がこれだけあるという国はほかにありませんから、五百万社なんて、とてもじゃないけれどもありません。

そういう意味では、私どもの場合は、ちよつとヨーロッパの歴史とも違いますし、ヨーロッパと数も違いますので、こういつたものを定着させていくのに、数プラスこれまでの歴史等々をかけるますと、かなり時間がかかるとこれは定着せぬと思つて、僕は十年と言つて、四と六というような形になつていくんですけれども、少々の時間がかつた結果どうなっていくか、ちよつとよく見なきゃわからぬところだと思ひます。

また、日本人というのは、御存じのように引き算もきちんとできますし、おつりが一円、二円も間違わずびしやつとできる。九九ができるとかいろいろな表現がありますけれども、そういうたこととができる国民性でもありますし、物事はきちんとしたがる国民性でもありますので、そういう意味では、これは行く行くは定着していくだろうと思つております。

したがいまして、長期的には、私どもとしては、やはり複数税率を導入する以上は、これはある程度、インボイスというものを上げるといふのはこれはもう避けがたいところだと思ひますので、時間をかけて多くの方々になるべくこのインボイス制度を採用していただく、そういう方法をとつていただくという方向に行くのが我々としては望ましいというのが率直なところですよ。

○宮崎(品)委員 大分わかつてまいりました。やはり消費税で複数税率を導入する以上は、基本的にはインボイスを発行する課税事業者になつてい

ただく方向で、無理やりするといふわけではないけれども、なるべくそつちにしてもらおうという姿勢があるということだと思ひます。

確かに、消費税の免税事業者であっても所得税は払つていくわけですから、経理自体はやつていくわけですので、絶対にできないということではない。

ただ、やはり事務的な負担は、特に前回も申し上げましたけれども、たつた二％のためにやるのかというところは、私は相当強い思いを感じるところであります。

もう一点です。農家の場合であれば、例えば古川委員の方からも質問がありました、仕入れは一〇％、肥料であつたり農薬であつたり農業資材、農業機械等を一〇％の税率を含めて仕入れる、収穫した作物を販売するときは八％、そうすると、納めた消費税の方が多いという可能性が出てくる。たつた二％です。それから苦痛はないけれども、これが例えば五％とか一〇％であれば、逆にその可能性は非常に大きくなるわけですよ。

そうじゃなくて、例えば、豊作になつて生鮮食品等で価格が暴落するといふことがよくあります。そういうことになる、利益がなくても収支とんとんでいふような販売をすることもあつて。そういう場合は還付といふことが生じます。そして、還付申告も課税事業者にならないとできないということですよ。

これについてどう対処するかということなんです。ただ、今、麻生大臣から、なるべく基本的には課税事業者になつていただくんだという御発言がございました。ということとは、特に還付の問題ですから、もうなるべくなくしてくれというのが一番の答えということでもよろしいですか。

○麻生国務大臣 御指摘のありましたとおり、免税事業者が還付を受けようといふことになる、これはもう確かにパーセントの差が少ないものですが、一〇で八と、片つ方、納入者が九の九だつた場合、そこに花はほとんどありませんから、だけれども、額がでかくなつてくればそれなりにそ

の部分もふえますので、そういったことで還付は十分にあり得るんだと私もそう思っておりますので、受けようとするのであれば、これはやはり課税事業者に転換をした上で、原則どおりに売り上げ税額と仕入れ税額をそれぞれ計算をしていただかないと還付する必要があるかわからぬわけですから。

そもそも、事業者でいわゆる免税点制度というものは、これはもとが、納付税額の計算というものが困難な人というもののためにつくられた制度ですから、今御指摘がありましたように、還付が生じることがあるということがわかるということは、これは税額計算ができるというレベルの人、税額計算ができるということの意味していますので、新たな経理の手段が発生するというわけではありません。

そういった意味では、税額計算を行えるような事業者が事業者免税点制度を活用するということをそもそも考えてはいないんですが、還付が生じる事業者の数というものにつきましては、これは、還付が生じるかどうかというところも含めまして、その事業者の付加価値、いわゆる人件費とか利子とか、その他利益などの大きさにもよりますけれども、この付加価値について、個々の農業者とか漁業者とかそういった実際に事業をしている人たちがどのような仕入れを行っているかなどについて、事情はさまざまなんだろうとは思いますが、今申し上げましたように、そういう計算ができるレベルなのであれば、これは基本的に課税対象事業者になっていたかと思っております。

○宮崎(邑)委員 大分本音の話をしていただけのように、話がかみ合うようになりました。基本的には、還付を受けるような人は当然課税事業者になるべきだということお考えだということふうにあります。

二枚目の紙をおつけいたしました。どんな人が今免税事業者で、課税になるのかなというのを、いろいろな資料をもとにつらつら考えてみました。

例えば建設業とか造園業、いわゆる植木屋さんだとかあるいは職人さん、こういった方で一人親方という方がたくさんいらっしゃいます。基本的には、取引相手は事業者であります。取引相手が簡易課税をしていないということも非常に多いと思います。あるいは、個人タクシーの方で、相手は不特定多数であります。お客さんがインボイスをくれと言っています。つまり、会社の社用で乗って、インボイスをくれ、それがないと会社の方が税額控除できぬ、こういう話であります。あるいはトラックドライバーさん、当然、会社から請け負って運転をする。

こういった方々については、先ほど言いましたように、インボイスを発行しないということがなかなか難しいのかなというふうに思います。相手も簡易課税でない可能性が高いでしょう。あるいは、簡易課税かどうか判断できないという場合が多いと思います。

こういう場合は基本的に課税業者に転換していただく、こういうことでよろしいですか。

○麻生国務大臣 先ほどの繰り返しにもなりますけれども、適格請求書保存方式というこのインボイスというものの導入によって免税事業者への影響ということになるんですが、今御指摘のありました一人親方、これはもう私どものところに多くおられますので、個人請負業者ともいうんですけれども、大工さんを含め、庭師、いっぱいおられます。事業者によってさまざまなんですが、課税業者への転換を求められるか否か、ちよつと一概に申し上げられませんが、とにかく免税事業者に、こういった保存方式というものを含めて、この消費税制度についてはまずよく理解をしてもらった上で、少なくとも課税業者への転換ということ、これは我々としては先ほど申し上げたとおりなんですが、この状況を見きわめながら決めていただくということが必要なんだと思います。

いずれにしてもこの話は、まだあちやこちあちやこちや、週刊誌を含めていろいろな話がわん

わん出て、書いている本人が余りよくわかっておらぬ人が書いておるように思えないこともないんですが、読んでいる人はさらにわからぬことになりまして、もうしばらくちよつと時間をかけないかぬなどは正直思っていますけれども、今言われましたように、こういった方々も、基本としては先ほど申し上げたとおりであります。

○宮崎(邑)委員 そうすると、建設業関係の一人親方の方々、あるいは造園業関係の一人親方の方々、あるいは個人タクシーの方々、トラックドライバーの方々、違うものがあれば逆に言っていますよとか、これは特例がありますよとかというところがあれば、逆に御指摘を願いたいんです。例えば飲食店、もちろんお客さんが来ます。個人で使うお客さんもあるでしょうけれども、社用で接待のために使うので領収書をくれ、よくある話であります。

それから個人商店、八百屋さんとか肉屋さんとか、先ほどのレストランの話ではありませんが、近所の例えばレストランの店などがあるが、その商店街の中の別の八百屋さんや魚屋さんや、あるいは、その地域にあるオフィスが地元の文房具屋さんで購入をするという場合も、これはインボイスが恐らく必要になるだろうと推察をいたします。

あるいは、個人事業主の方々が会社と契約しているようなパターン、例えば保険外交員でありますとか、化粧品販売員、健康食品販売、そういったものに従事している方々で、社員になっているのではなくして、その会社と契約して代理店のようない個人でなっている場合。

とりあえずここまでにしましょうか。こういった場合も基本的にはインボイスを発行しなければならぬと立派な店と思うんですが、基本的には課税業者に転換をしていただく、こういうことでよろしいでしょうか。

○麻生国務大臣 ちよつと見た範囲で、例外はないなという感じがして見えますけれども、ぱつ

と見た感じがしてから、いや、ちよつと待って待ってという話になるのかもしれない。

○宮崎(邑)委員 違うということであれば、事務方の皆さんも控えていることですので、その都度御指摘いただきたいと思ひます。

あるいは、先ほど麻生大臣からも、個人請負という言葉が出ました。厚生労働省がいろいろその個人請負について調べたですね。それは結局、実態は社員なのに個人請負と称してやっているものがないかどうかという、ある意味そういった調査のために調べて、個人請負というのはどういうものがあるかという調査があつて、それを参考にちよつとこういうものも出しているわけですが、この場合はきちんとした個人請負だとしまして、偽装請負ではなくして、きちんとした個人請負。

例えば、エステティシャンの方が会社と契約をして入っている場合、あるいは塾講師、社員ではなくて個人請負として入っている場合、あるいはクラブのホステスさんとか、しばらく前に、銀座ルーラーというものが有効かどうかという裁判があつたことは皆さんも御存じだと思います。私は余り銀座に行かないのでわからないんですが、銀座のホステスさんというのは、社員になつていないんじやなくて、店と契約を結んで、個人請負の世界で自営業者としてやっているという方が多い。そういうふうなその裁判ではいろいろな主張が交わされたということでもあります。こも、社用で使つて、この場合は店と契約しているわけですから、そのお店が簡易課税をしていなければ、当然、店に対してインボイスを出さなきゃいけない、こういうことになるんだと思います。あるいはIT技術者、ゴルフのキャディーさん、デザイナーさん、あるいはスポーツインストラクターの方々、スポーツジムと契約をして個人請負として業をしている。

こういう場合も、基本的には、個人請負であり

ますから払う相手は法人ないし事業者ということになります。この場合も転換していただくということでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

課税転換云々という話については、さまざまな局面で起こり得るということでございます。

それで、今先生お示しの部分について、例えば、相手方がどういう状況であるかということも当然関係してくるんだらうと思います。先ほど申し上げましたような、相手方が例えば簡易課税事業者であれば、必ずしもそういう課税転換を求められるというわけでもないという状況もあり得るから、一概に決めつけられる状態ではないだらうというふうに思います。

ただ、インボイス制度を入れるということでございますから、しつかりとした形でその制度を定着させるという意味においては、免税事業者がいろいろな局面に直面するということは事実でございます。ですので、そこはしつかりと事業者において判断をいただくということが必要だらうというふうに思っております。

○宮崎(岳)委員 相手方が簡易課税かどうかというの、もちろん一概には言えないんですが、私が挙げたようなケースでは余り多くないはずであります。そんなに零細業者が何人も個人請負の方を使つてということは、先ほど最初に言われた例のように、地元のレストランが地元の農家さんから仕入れるという場合は、簡易課税というのがそれなりの数あるということは想定されますが、例えば、スポーツジムであったりとか銀座のクラブであったり、クラブ規模にもよるんでしょうけれども、あるいはゴルフ場であったりというところが簡易課税ということはそれほどないのではないかというふうに推察をいたします。

それからもう一つ、フリーの職業の方、小説家とか、イラストレーターとか、フリーライターとか、あるいはピアノ講師、それも、大手のピアノ教室等に社員でなくして入っているというように、パターンもいろいろあるかと思ひます。ある

いは道場、道場というのは一般の方が多いのかもしませんが、例えばまとまって法人と契約をしているというようなパターンもあるかもしませんが。私も昔、集英社というところで小説を三冊書いたことがあるんですけども、こういったときも、もちろん支払調書等も全部送られてきて、印税について所得税としては処理をしてきたわけでありまして、私はそんなにプロとしてやっていったというほどではないんですけども、ある程度の収入があつて、年に二、三冊、コンスタントに出すという人であれば、必要なのかなというふうに思ひます。

あとは、今は副業をやっている方が結構いらつしやいます。ネットを使つてネット通販とか、あるいはアフィリエイトといつて、ネットのホームページ等を使つた広告ビジネス、それから、インターネットを介してテブ起しとかデータ入力とかの仕事を受ける。本当に一日二時間とか三時間その仕事をやって、ふだんは普通の会社に勤めているけれども、そういうサイドビジネスをやる。テブ起しやデータ入力等だったら、受ける相手は大体法人であらうというふうに思ひます。

こういったものも基本的には課税選択ということなのか、あるいは猶予を受ける方法があるのか、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

各事業者が、繰り返しになりますけれども、どういう取引をしているか、特に事業者の場合、相手の事業者が例えば簡易課税というような事業者であれば、インボイスを求める可能性も非常に低いというケースもあるでしょうし、例えば、B2Cで消費者というような場合になると、それはそういうことも起こらないということですから、きょう御提示になられましたさまざまな業種はあると思ひますけれども、それがどういう相手と取引しているかということ次第ということには基本的になるんだらうと思ひます。その範囲の中で御判断をいただくことだと思つており

ます。

○宮崎(岳)委員 ちよつと今の御答弁はごまかしがあるのかなという気がします。

私がここに書いてあるのは、B2Bのものに限りませんけれども、ただ、B2Bがあるもの、つまり、事業者相手の商売があるものを出しています。完全に消費者相手だけというものは載せておりません。例えばネット副業等であれば、普通のオークションとかで自分の持ち物売るみたいな人は相手は消費者でしようけれども、例えばステッカー的なものをつくつて売るとか、こういった場合は業者からの注文というのもある。そういったものはかなりございます。

例えば小説家等だったら、あるいはイラストレーター等だったら、大体出版社相手の商売になりますから、出版社というのはそこそこの規模がある場合が多いですから、ほとんど簡易課税じゃないと思ひます。

この中でいうと、例えば小説家とかイラストレーターさんみたいなフリーの職業の方が出版社と取引をする、ただ、その人はまだ売り残れていない、余り売れていないからそこそこの収入しかない、本業は別にあつて副業としてやっているけれども、やがてはひとり立ちしてプロになりたいという思いを持つてやっていると方々がいて、こういう方が出版社と取引するということなどは、基本的には課税選択をするということなのか。それとも、そうではないパターンとすれば、相手が簡易課税とかそういうケースは除いてです、そういうケースは除いて、どういう方法で、どこら辺で線引きされるというふうにお考えなのか。主税局長、お願いします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

結局、その先生のケースでは、出版社が、どういう形で、その著作をされている方との関係でインボイスを求めるかどうかということに尽きるわけでございます。

したがって、それを前提にそういうことになるということが想定されるということであれば、例

えば、自分はどういうふうに課税選択の方に行つたらいいかどうかということもちよつと考えていただく必要は出てくるんだらうというふうに思ひます。

○宮崎(岳)委員 言っている意味がよくわかりません。もう一度お願いします。

○佐藤政府参考人 著作をしておられる方が出版社との間でどういう形のやりとりをされるかということでございますが、結局、出版社の側からインボイスを相手に対して求めるかどうかということとは、出版社との関係になりますので、そこは、例えば出版社が、それがいいとあなたがいいよという話なのか、その辺はどういう関係か、インボイスだけでそのお互いの関係が決まつているわけでもないでしようから、そこら辺の事情というのをそれぞれの両者の間で考えていただくということとともに、今度は、著作をしている方々がまたいろいろなところの出版社といろいろなことが出るでしようから、関係を整理しないといけない、考え方を整理しなきゃならぬという状況にもなるでしようから、その点については、課税選択の要否というものを自分の問題として考えていただく必要が出てくるということでございます。

○宮崎(岳)委員 そうすると、これは大臣にお伺いした方がいいのかな。

例えば、おたくは免税事業者だからうちが消費税をかぶることになるから、その分まとめてらうよ。これはありですか、なしですか、大臣。

○麻生国務大臣 消費税というのは、今回の話の前から似たような話はいっぱいあるんだと思ひますが、基本的に、消費税をまとめてらうよ、ちよつと待つてくださ、これは皆さんが払つていただくことになつておりますからと言つて突つ張り切るか突つ張り切らぬかは、それはやはり力関係というものもあるかと思ひます。下請、孫請、孫孫請等々そういった関係もあるかと思ひますが、基本としては、消費税は払つていただくということにならうと存じます。

○宮崎(岳)委員 いや、これまでのケースでいえ

ば、消費税を別にインボイスではなくても控除できたわけですから、免税業者からやっても控除はできたので、下請いじめみたいな話になつてくると思うんです、今のようないことが。

ただ、相手が免税業者だった場合に、実際に自分でその免税業者の分の取引、取引した相手は実際に税額を払ふわけですから、では、おたくは免税業者なんだからよと同一値段では買えないね、もつと安くしてもらおうよということはないという考え方もあると思うんです。

では、ちよつと専門的だとすれば主税局長の方から、どうなんですか、ありますか、なしですか。実態としてあるのはあると思いますけれども、そういうことは許されるのか、そうでもないのか、違法ではないけれども好ましくないのか、そこら辺はどういうふうに捉えているのか、お願いします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

税法上の考え方は、免税事業者については、仕入れに入っている税額の部分というのがございまして、その部分については、今度は相手に渡すときの価格に転嫁していくというのが基本的な考え方になるということでございます。

○宮崎(岳)委員 許されるか許されないか、お願いします。つまり免税業者と取引しているんだから、いや、税と元値がはつきり区分されていければいいですよ。

ただ、区分されていなくて、ざくつと幾らでやるのが普通ですよ、小さい取引。その場合に、おたくは免税業者なんだからよその業者と同じ価格じゃうちは買えないよ、その分を引いてもらおうよ、こういうのは、今は少なくとも好ましくはない、場合によっては違法性もあるということですが、インボイス制度が導入された後はどうなんですかということも伺っているんです。主税局長、ここは悩むようなところじゃないと思いますよ。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。結局そこは、両者の間の価格設定というふうになるんだらうと思います。

○宮崎(岳)委員 ということは、いいということですね。(麻生国務大臣「好ましくない」と呼ぶが好ましくないの。では麻生大臣、お願いします。)

○麻生国務大臣 これは今もそうですけれども、基本的には好ましくないんですよ、はつきりしていません。

ただ、そういうことも力関係で起こり得ると思ひます。ちよつと俺のところは今資金繰りが足りないんだから今月だけ勘弁して、来月に払うから、そういう話は幾らでも御経験もありだと思ひうけれども、そういうのはいづばいある話ですから。

だけれども、基本的には、宮崎先生、好ましくないことははつきりしています。

○宮崎(岳)委員 好ましくないということではないでしょうか。今、ちよつと完全に両者の答弁が違つてくるような感じがしておりますけれども。

実は、内閣府政務官に来ていただったので質問を最後にしようと思つたんですけれども、ここをそのまま放置すると終われないので、ちよつと主税局長、お願いします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

恐らく、相対でどういう形になるかということでございます。力関係等々いろいろ出てくるというふうなことの恐らく想定でございますけれども、まさにそこは価格交渉の中で決まるということだと思ひます。

○宮崎(岳)委員 価格交渉の中で決まるというのは、いいということじゃないですか。好ましいとか好ましくないという話じゃないということ、今は大臣が好ましくないとおっしゃったから。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

そこは、善悪というより、両者の間で価格を決めるとき要素として考えていただくということかと思ひます。

○宮崎(岳)委員 済みません、質問を大分残して終わつてしまつたんですが、今のところはやはり食い違いがあるということだと思ひますので、あと、改めて私がやるか別の人がやるか、ちよつと

詰めていただくことにします。(発言する者あり)では、今指摘がありました。これは好ましいのか好ましくないのかについて統一見解だけ求めたいと思ひます。

委員長、そこはお取り計らいください。

○宮下委員長 理事会で協議いたします。

○宮崎(岳)委員 最後、では一点だけ、来ていただいたので、時間ぎりぎりでございますけれどもお伺ひします。

三世代同居、一億総活躍の目玉ということですが、聞いたら、税の減税額が十億円で、一万人を想定されているということなんです。

よく国立人口問題研究所等のデータを引き合ひに出されるんですが、それを見ると、三世代の方が出生率が〇・二五高い。そうすると、単純計算すると、〇・二五高いということですから、二十人ですか、二千五百人ですか、この政策で二千五百人ふえるということになるんですが、そもそもそこに因果関係を本当に見ていいのかどうかというところ、目玉政策としては余りに、二千五百人みたいなことだと、〇・二五%ですから、毎年百万人生まれていきますから、ちよつと小さ過ぎるんじゃないかと思ひます。御見解をお願いします。

○高木大臣政務官 お答え申し上げます。

まず、我が国の少子化ということについては、晩婚化、未婚化を初め、さまざまな要因が影響しております。そして、この少子化を克服するためには、政府一体となつて総合的に政策を推進していくことが重要であると考えております。その中で、子育ての中の孤立感や負担感が大きいこともこの少子化の要因の一つであると考えております。

この特例によつて、三世代同居を希望する子育て世代が祖父母による育児や家事の支援を受けることが可能となり、子育ての不安や負担が緩和されることにつながるものと承知しております。実際、内閣府の調査では、子供が小学校に入学するまでの間、祖父母が手助けをすることが望ましいと八割近くの方が答えております。

政府としては、子供を持ちたいという希望をかなえるための環境整備の一つとして、この特例を設ける意義は大きいものと考えております。

○宮崎(岳)委員 時間ですので終わります。

○宮下委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 総裁が今お着きであります。二、三、総裁から御答弁いただきたいので、ちよつと待たせていただきます。

総裁、どうも連日御苦勞までございます。二、三問私からお伺ひしたいんですが、前々から伺つております予算委員会でも、それからこの委員会でも伺つておるわけでありますが、なぜマイナス金利が国民のためになるのかということ、これをわかりやすく御説明いただきたいということでございます。

日銀がマイナス金利を導入したという狙ひについては何回も伺つておるんですけれども、この前、私は金庫の話をしましたよね。これは、マイナス金利対策はお済みですかという広告のもとに金庫が売れているという話をいたしました。これがやはり国民の皆さんの実際の反応なんです。

百貨店の友の会の話も、この前、予算委員会ですべていただきました。百貨店の友の会への新規入会が大変なラッシュになつておるということでございます。

日本を代表する日銀総裁に友の会の話を知るといふのは、いかに次元が低いかどうかわかりませんが、本当に、友の会や金庫の動きを総裁はどういうふうにお感じになつておるのか。友の会といふことを御理解はいただいておりますと思うんですが、その辺のところをちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

「委員長退席、うえの委員長代理着席」

○黒田参考人 まず、このマイナス金利というものが国民のためになる政策かどうかという点についてお答えをしたいと思います。

今回導入いたしましたマイナス金利つき量的・質的金融緩和というものは、量的・質的金融緩和

の基本的な枠組みを維持しつつ、それを一段と強化するものであります。

量的・質的金融緩和は、御案内のとおり、国民の間に定着してしまったデフレマインドを抜本的に転換するために、二%の物価安定の目標の早期実現に対する強いコミットメントを行うとともに、それを裏打ちする大規模な金融緩和を推進するものであります。

こうした政策によって、主として、実質金利を低下させることを通じて企業や家計の経済活動を刺激し、企業収益の改善、あるいは雇用、所得の増加を伴いながら物価上昇率が高まっていくという経済の好循環をつくり出すことを目的としておりまして、こうしたことは所期の効果を発揮していると考えております。

まず、企業収益は最高水準となっておりまして、失業率が三%台前半まで低下するとともに、一昨年の労使間の賃金交渉において約二十年ぶりにベースアップが実現し、昨年も多くの企業で一昨年来を上回る賃上げが実現するなど、雇用・所得環境も改善しております。そうしたもとで、企業の価格設定スタンス等にもはつきりとした変化が見られていくというところであります。

今回導入いたしましたマイナス金利つき量的・質的金融緩和というものは、金融機関が日銀に保有する当座預金の一部にマイナス金利を適用するとともに、これまでどおり大規模な長期国債買入れを行うことにより、長短金利により大きな下押し圧力を加えることを狙いとしております。その結果、実質金利の低下を通じて、企業や家計の経済活動にさらなる好影響をもたらすことが期待されております。

現に、マイナス金利導入後の金利の動向を見ますと、預金金利も低下しておりますけれども、もともとゼロ%近くにあって、その低下幅はごく小幅にとどまっている一方、貸し出しの基準となる金利や住宅ローンの金利ははつきりと低下しておりまして、金利面では既に政策効果があらわれております。

今後、設備投資や住宅投資にも好影響が及んでいくというふうに思っております。このように、マイナス金利つき量的・質的金融緩和は国民生活にとつて必ずプラスになると確信をいたしております。

なお、委員がおっしゃいました金庫が売れている、あるいは百貨店の会員になる方がふえているというお話は私も伺っております。

それから、さまざまな金融機関からもいろいろな話を伺っております。金融機関の方のお話では、一般の消費者、家計からのお尋ねで一番多いのはやはり住宅ローン金利、これが下がるので借りがえをしたらいのか、あるいは新たに住宅ローンを組むときの金利等についての御相談、これが一番多いとおっしゃっております。

それから、もちろん預金金利についての御尋ねもあるようですけれども、これは、従来から申し上げておりますように、預金金利がマイナスになるということは考えられませんし、既にかなり低い金利になっておりますので、これがさらに若干下がったとしても、一般消費者として非常に大きな影響を受けるということは余り考えられません。したがって、そういうお問い合わせのようなものには余りないというふうに向っております。

ただ、委員御指摘のようなことが報道されておりました。そういうこともあろうかと思っておりますが、先ほど申し上げたように、マイナス金利つき量的・質的金融緩和というものは、従来行ってきた、実質金利を下げ、経済活動を刺激し、できるだけ早く二%の物価安定目標が達成できるようにするということを目的としたものでありまして、その効果が少なくとも金利のところにはあらわれてきておりますので、これが実体経済に波及していくというふうに考えております。

○鈴木(吉)委員 総裁は、私が何遍もお伺いしても、所期の効果は上がっているというお話でございます。先ほどのローンの話とか金利の借りかえ

の話とか、その話はもちろん私も承知しております。ただ、日銀がマイナス金利を導入された本当の目的は、やはり、投資が始まっていく経済が活性化すると、景気が上がるということが私は本来狙いだつたというふうに思うんですね。

そうすると、消費も投資も両方ふえていかなければ本来の狙いどおりではないというふうに思うんですけれども、現在、過程であると言えればそれまでもかもしれませんけれども、私はむしろ、国民の皆さんの心配というのか、先行きの心配、生活防衛という方にかかっているというふうに思っております。これは、今後とも十分見ていきたいと思います。

しかし、何遍お伺いしても、二十年ぶりに何々がアップしたとか所期の効果が出ておるとか、こういう話なものですからあれですが、やはり総裁、そうではない部分もあるということをごひびとつ心にためていただいて、今後の政策をお進めいただくというふうに思うんです。

私は、さつきも申し上げましたように、消費がふえ、そして投資がふえ、景気がアップしていくというところについて、くどいようですけれども、今やった政策が間違いないんだということであるなら、はつきりと国民の皆さんにわかりやすく御説明をいただきたいというふうに思います。

○黒田参考人 その点につきましては、従来からもちろん国民の皆様に御説明申し上げておりますけれども、今後とも引き続き御説明したいと思っております。

なお、御承知のように、昨年の第四・四半期、最後の期でしたか、GDPの成長率は若干マイナスになったわけですが、その中でも設備投資は非常に力強く増加しておりますし、日銀の短観などによつても企業の設備投資計画は非常にしっかりと進んでいるようでございます。

消費が若干マイナスになったというところの中には天候不順であるとかいろいろ要因が含まれてくるように思われまして、小売売上高とかその他を見ますとまあまあ比較的伸びているようですけれども、

確かに、GDPベースの消費がマイナスになったということは成長率をマイナスに引き下げた大きな要因でございますので、今後とも消費の動きを十分注視してまいりたいと思っておりますし、消費の基調というのか、消費自体は底がたいものがあるというのが実は政策委員会の判断でもあるんですけれども、さらにこの消費が力強く増加していくことを期待しつつ、しかし、実際のところ消費が動いていくかというのは今後とも十分見ていきたいと思います。

○鈴木(吉)委員 これぐらいにさせていただきますけれども、イーロドカーブがどうのこうのというよりも、やはり、国民の受けとめというのは、マイナス金利というイメージが本心に総裁が思われておるように進んでいるというか伝わっているのではないかとこのところを私は申し上げたいと思うんです。

十三世紀の資本論の中に、資本は石ではなくて種子である、種であるというお話がありました。今回のマイナス金利というのは日銀が貨幣を右にしてみましたのではないかとこのところを私は申し上げたい、もう一つ国民が本心に、まさに種をまいて花を咲かして明るい社会になるような、そういうイメージをつくるために日本銀行として大いに御尽力いただきたい、このことを申し上げて、私の総裁に対する御質問は終わります。ありがとうございます。

それでは次に、大臣にお伺いをしたいと思います。GPIFの資産運用に与えるマイナス金利の影響というところをお尋ねしたいと思います。現在、年金積立金の運用を行っているGPIFの資産運用の目安として、国内株式と外国株式、その割合がそれぞれ二五%ずつというふうになっております。年金積立金の運用について、実にその半分を株式で行うこともあり得るということになったわけですが。

そこで、今般の日銀のマイナス金利であります。きのうは長期金利がいつときマイナス〇・〇五％と、過去最低の水準となつたわけです。株でも損、国債でも損が出るような事態になつたら、国民の年金はどうなつてしまふかということであります。

政府の主要なお立場の一員として、またアベノミクスの責任者のお一人として、このGPIFの資産運用、それからマイナス金利の影響、そのところの認識を大臣からお伺いしたいと思ひます。

「うえの委員長代理退席 委員長着席」

○麻生国務大臣 GPIFのいわゆる基本ポートフォリオにつきましては、これは厚生労働省とかGPIFで検討されるべきものなんだと考えておるはまず基本であります。

その上で、現在のポートフォリオというのを見ますと、二十六年の財政再建の検証というのを踏まえまして、厚生労働省とGPIFで検討されたものだとか承知しているんですが、いわゆる短期的な経済の変化により見直すべきものではなくて、これは長期的なもので見ていかないかぬ、年金の話ですから。当然のこととして、今月上がったとかきのう下がったとか金利が零コンマ何々、そんな毎日の話なんかしていたらとてもじゃありません。

年金でやっていますので、最低でも一年ぐらいたのチームで見ないといかぬものなんだ、基本的にそう思っておりますので、短期的にどうのこうのというような動向に過度にとらわれるべきものではない、基本的にそう認識いたしております。

○鈴木(克)委員 そうすると、結局、GPIFの資産運用に対しては、許容の範囲というのか、それは大臣としては認めるというお立場だということですね。わかりました。

次に、アベノミクスの株価に対する大臣の認識をちょっとお尋ねしたいんです。

これも先日予算委員会で議論をさせていた、たいわけではありますが、政府や与党がアベノミクスの成果としてきたのは、唯一ということではあり

ませんが、やはり株価だというふうに思うんですね。この株価について議論をさせていただきたいと思ひます。

この前の予算委員会で、大臣は、株価はあくまでも結果だ、こういうことをおっしゃいました。こういうこともおっしゃったんですね、今の日本の実体経済はしつかりしておるといふお話でもありました。

とすると、原油安、それから中国経済が減速、米国の利上げの先行きが不透明だ、こういうことをおっしゃるわけですが、それとは関係なしに我が国のマーケットは、そういった一時的な影響を受けようとも、長期では株価は下がらない、こういうふうな御見解が出るんでしょうか。その辺はどういうふうにお考えになるでしょうか。

○麻生国務大臣 株が損するとか上がるとかいうことが私の立場で言えるはずありませんし、またそれを言えるというのは神様ぐらゐのものであつて、それも先行きまで全部予想できる人はおりません。

その上で、もうわかつた上で聞いておられるんだと思いますが、株というのは基本的には先行指標ですから、そういった意味で、私も、アベノミクスというものは、先行指標の株は、たかだか八千円弱ぐらゐだつたものが倍ぐらゐになつておりますから、それは間違いなく、見やすい数字としては、株価が上がつたということははつきり申し上げられる例だと思つておりますよ。

そのほかにもいろいろあるのであつて、GDPの伸びであつてみたり、税収の伸びであつてみたり、なかなか雇用の増加であつたりということのは非常に大きなものだつたと思つておりますが、政権交代以降の趨勢として株価が大きく上昇してきたということは間違いな事実だと思つております。

株は、きのうは上がつておりますが、きょうまた上がつて一万六千円に行つておりました、確か二百何十円きょうは上がつておるはずですから、

そういう意味で、この種の、きのうは上がつてきょうは下がつたとか、あしたはどうとかいう話ではなくて、いわゆる株価の変動については、これはいろいろな要素で動くものなので、日本の実体経済のファンダメンタルズというものが悪いことではないことはもう数々の指数ではつきりしていると思ひます。

海外要因というのは確かにありまして、わかりやすい例でいえば、先生の近くなんかでいろいろつくつておられる会社で、例えば中国に進出しておられた企業で、紙の製品やら何やらつくつて、向こうが安いというのでつくつておられた有名な紙おむつがあります。ちよつと業者の名前まで言えませんが、少くとも、メイド・イン・チャイナと書いてあつたら中国では売れないんですよ、御存じのように。したがつて、メイド・イン・ジャパンと書いたものをこつちでつくつて送る、そうすると向こうの値段で倍で売れるわけです。これがこの数年ずっと起きていますことですよ。

したがつて、皆工場をこつちへつくつて、こちらでつくつてまた輸出するというようなことをやり始めたのに、今度の上海のあいつ騒ぎになりましたと、その紙おむつの中国で売っていた分の絶対量が減少しますので、その部分では、こちらでつくつていた、日本にありません紙おむつの工場が影響を受けるということになる。

そういった形で、中国経済というのはいろいろな形で影響しているということは事実だと思ひますけれども、経済そのものの自体がおかしくなつていくというわけではありせんけれども、これだけ世界じゅうに組み込まれておりますので、日本だけ、一人だけ例外ということはない得ないのであつて、我々はその被害を最小限度にとどめるように努力せなかつたかということだと思つております。

○鈴木(克)委員 そこで、株価を維持している一つの要素として、外国人投資家の動向というのがあるというふうにお聞きします。

なぜこれを伺うかというと、平成二十六年四月十六日のこの委員会、大臣が、これも当時ちよつと話題になりましたけれども、GPIFのポートフォリオの見直しに先立つて、「いわゆるGPIFの動きが六月以降出てきます。」ちよつと略しますけれども、「そういったようなものの動きが出てくるというのがはつきりしてくると、外国投資家の方が動く可能性が高くなる。」このように御答弁をされて、当時話題になつたわけですね。

結局、アベノミクスの相場というのは、年金です、さつきのGPIFという公的マネーを呼び水にして投機マネーに支えられてきた。こういうのが、七千円、八千円が一万六千円になつた、二万円になつたという結果を出した。そういう御認識、公的マネーと外国の投資というのがそういう結果を招いたというふうにはお考えなんではないか。確認させていただきます。

○麻生国務大臣 基本的に、日本の株式につきましてはいろいろな要素がありますので、日本のGPIFが動いたからとか海外の資本が動いたからとか円が安くなつたからとか、いろいろの要素がこの中にありますので、一概にこれで決まつたというわけではありません。

GPIFで言わせたいただければ、少なくとも安倍政権になる前のときは、三カ月前は間違いなく年間マイナス一・五兆円ぐらゐのマイナスだつたでしょう。それが、翌月の通年度で約十兆円の黒、その次の年が十五兆円の黒、三年目がたしか十一兆の黒、いずれも黒です、結果論として、違いますかね。私の記憶では、数字はそろへて言っていますのでちよつと記憶が違つていくかもしれないんですが、大体そんなに違つていないと思ひます。少なくとも、すごく大きく影響してきているというのは黒字になつていくから。だから、年金の話というのは皆余り言われなくなつたのは、年金は赤字ではなくて黒字ですから。

そういった意味では、私も、これは非常に大きな効果があつたことだけははつきりしていると思つていますが、これで株価がどうのこ

先ほど大臣がお話しになりました、確かに三十数兆円、GPIFの運用は黒だったと。それから、直近の数字は、二十七年の四半期だったと思

ぐらいの損を出しているんですね。先ほど大臣がおっしゃったように、長期的に見なければならぬ、それから、上がったときもあるじゃないか、

ろを御答弁いただきたいと思います。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

積立金の運用につきましては、その評価は、短

ちよつと視点を變えて御質問したいと思ひますが、大臣にまずお伺いをしていきたいと思ひます。

今日十五日に発表された昨年十一・十二の実質GDPは、マイナス〇・四ということでした。年率ではマイナス一・四ということですね。今回のマイナスで、政府の今年度の成長見通しであるプラス一・二%を達成するというためには、ことしの一・三ヶ月で年率八%を超える高度成長並みの極めて高い成長を実現しなければならぬという、非常に高いハードルが課されたわけであります。

これは、現在の経済状況からして事実上達成困難ではないかというふうに思うんですが、大臣の見解をお示しください。

○麻生国務大臣 二〇一五年の十一・十二のGDPの一次速報の結果が今言われたような数字になっていることを踏まえ、政府の経済見通しにおける二〇一五年度の実質GDPの成長見込みプラス一・二を達成するためには、一・三ヶ月に、相当程度の成長、前期比プラス二・一五%が必要となるということをおっしゃるんだと存じますが、よく見ていただくと、二〇一五年の暦年では、もう出ていますので暦年を見ていただければ、実質で〇・四%、名目で二・五%という既になつております。

そういった意味で、政権交代後のアベノミクスというものをみますと、名目GDPではこの三年間で二十七兆円ふえております。また、企業利益というの過去最高となっておりますし、就業者数は御存じのように約百万人プラス、ふえておられるので、経済の好循環が確実に生まれているというのは数字の上からもしっかりしておる、私どもは基本的にそう思っております。

したがって、私どもとしては、企業的好調な利益というものがいわゆる内部留保だけでまわるのではなくて、この三年間の間に、賃金に払われた分は実質一兆円しかふえていませんから、内部留保が約五十兆円ふえて、給料は一兆円しか実質ふえていないというところが、我々としては、景気、なかなか消費というものを考えたときに非常に問題なのであって、設備投資、いわ

ゆる個人消費、この二つがGDPに占めます大きな要素ですから、この二つがきちっと動いていくためには、企業の活動、対応、そういったものが、我々としてはさらにデフレマインドから大きく進化させていってもらわなければいけないかと思っております。

幸いにして、このところ、設備投資というものをみますと、金が市中に出始めてきて、マネタリーベースからマネーサプライに変わりつつある、パーセントがふえてきつつある傾向にあるというのは、少しずつではありますが、確実に、そういう傾向は出つつあるのかな、特に中小企業にそういった傾向が顕著に見られるような感じがしないでもありませんので、一つの流れが出てきたかなと思つて、期待をいたしております。

○鈴木克彦委員 まさにGDPの伸びというのは個人消費に大いに関係をするわけでありまして、今大臣がおっしゃったように、毎月の勤労統計でも、いわゆる賃金の実質的な伸びが伸び悩んでいるという実態がある、これはもう事実であります。つまり、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない、だからこういう状況が起きているというところだということに思ふんです。

財務省にお伺いしますけれども、ここへ来て、十八日に発表された貿易統計速報によると、一月の輸出額は五兆三千五百十六億円、これは前年同月比一二・九%減というふうになっています。それから、六年三月月ぶりの落ち込み幅だ、こういうことも言われております。

この原因として、具体的にどの地域の輸出が落ち込んだのか、それから、例えば株安の震源地と言われる中国が減少したのか、あるいは具体的にどういった業種が落ち込んだのか、そのような詳細について、財務省、御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。今先生がおっしゃいましたように、二〇一六年一月分の貿易統計で、輸出額、前年同月比でマイナス一二・九%となりました。

この減少幅が比較的大きくなったことでございますが、先生の御指摘、まず地域別でございますが、中国などアジア向けでございますが、春節の時期には貨物が届かないように日本からの輸出が調整されるというのが例年でございます。そういう意味では、本年一月に一部その春節の時期の調整が重なったという特殊要因がございます。

それから、業種別のお話でございますが、アメリカやEU向けの自動車などは引き続き増加しておりますが、国際的に市況が悪化しております。鉄鋼あるいは石油化学製品などの減少幅が大きかったことなどが影響しているのではないかと考えております。

○鈴木克彦委員 やはり、中国の減少が大きいということなんですけれども、その理由の一つとして春節というふうに言われたんですが、春節は毎年あるわけですし、そういう意味で、そうか、一月のですからね、わかりました。年間じやなくて、そういう状況であつたということとはわかりました。

いずれにしても、状況、いい話をずっと集めると、よくなつてきているのかなというふうに考えられぬことはないし、逆に心配な要素もあるわけですね。やはり、両方見ていかないと国の進路を誤つてしまうのではないのかというふうに思ひますので、こういう心配な数字もありますよということをお知らせ申し上げたいということでございます。

次に、また話がかわるんですが、地方について、これは先回、予算委員会、私、石破大臣に来ていたんですが、質問をする時間がなくなつてしまつて大変申しわけなかつたんですが、石破さんに聞きたかつたのは、アベノミクスの地方への波及状況というのはどういうふうになっているのか、またどうお考えになるのか。まず、波及がどうなつていのかということに対して、それからもう一つ、どんなことを今地方創生でやらなきゃならないのかということをお伺いしたかつたんです。

きょう内閣府から来ていた、だいたいおるかと思ひますけれども、石破さんにかつてつてというのは大変御無礼ですけれども、現在、内閣府がどのようにこの地方創生、アベノミクスを見てみえるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○増島政府参考人 お答え申し上げます。地域経済の現状につきましては、アベノミクスの三本の矢の政策により、デフレではない状況となる中で、全国各地でも前向きな動きが見られております。

具体的には、アベノミクスの三年間で、雇用面では、有効求人倍率が全都道府県で高まり、昨年、七県において過去最高を記録いたしました。倒産件数を見ますと、企業の収益が過去最高となる中で、四十三都道府県で減少または横ばいということになっております。日銀短観では、全地域で業況判断が改善いたしております。また、全都道府県において税収がふえ、決算では約二・二兆円の増加ということになっております。

このように、経済の好循環が地方にも波及しつつあるというふうにご認識しております。他方で、例えば個人消費の動向を見ますと、百貨店売り上げの回復は大都市圏で先行するなど、地域間のばらつきも見られております。この背景には、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によっては経済環境に厳しさがあるのも事実でございます。

経済の好循環が全国隅々で進むよう環境整備を行つていくことが重要というふうにご考えております。

○鈴木克彦委員 地方創生ということを大々的に言われて、しかし、今の御答弁も、やはりいいところを挙げられておるというふうにご答弁の立場から見ると考えられるんですね。

実際に地方に行かれば、きょうも議員の皆さんもどのようにお考えになつておるかかわかりませんが、少なくとも私は、地方にアベノミクスの恩恵が行き届いておるというような状況はな

いし、倒産も確かに減つておるといふことでありますけれども、極端なことを言うとは、これは叱られるかもしれませんが、本当に倒産をしなければならぬところはもう既に倒産をされてしまつたんですね。本当に厳しいところが今地方はあるという御認識を持っていたが、この地方創生というのをしっかりと地に足をつけてやっていただきたい、このように思つております。

それで、続いてですけども、大臣にお伺いをします。

地方の状況を中央の財務大臣として、今内閣府はそのような御答弁でしたけれども、大臣はどんなふうにならぬ地方の状況を見てみえるのか、地方の声を聞いてみえるのか、ちよつと教えてくださいます。

○麻生国務大臣 これは、愛知県ですから、今、古川さんはいないけれども、そこと大分違うだろう、同じ愛知県の中でも、蒲郡とは違うと思うよ。

この間、不交付団体の陳情というのがありましたけれども、不交付団体が一番多いのは愛知県ですものね。不交付団体というのは都四十九市町村なんだと思ひましたけれども、そのうち一番多いのが愛知県だと思ふんだよね。だから、その中でも蒲郡は入つていないよね、はつきりしている。

僕がこう言つたのは、地方とか言うけれども、その同じ地方の中においても、市によつて違ふと思ひますよ、場所によつて。例えば、福岡県を見ても、政令都市がうちには二つあるんです、北九州市と福岡市と。この数年間を見ても、福岡の方は、今年目ですかね、五年目で間違ひなく税収の伸び率は政令都市の中で日本一になつていと思ひますよ。片つ方の北九州市の方はじやんじやん下がつて、下がり率は最低じゃないかな。一番下がつたのは北九州市だと思ひますよ。それは何でそんなことになるのかといへば、市長さんのリーダーシップの能力の差もかなり影響

するの、ここで見ておるとはつきりしていますね。両方、同じようなときに選ばれて、同じようなときになりましたから、非常にわかりやすいんです、うちのところは。だから、そういう意味で私どもすごくよく比較するんですけれども、ぜひ、そういう意味では、この種の話をするときには、地方という中でも、その地方の首長さんの能力というのとはかなりあるというのが全国あちこち回つた私の正直な実感なんです。

もう一つは、車という面をいけば、おたくは車のある方ですから。福岡県は二番目に車の生産量の多い県ですから。その福岡県、おたくでは八市町村あるんだけれども、うちは一町ですから。だから、そういう意味では、かなりそこも差があるのかなと思つたりします。

いづれにしても、企業とかそういうものの経営理念もあるでしょうけれども、今の時代に合った状況に合わせて、やはり、恵まれた地域環境とか恵まれた条件、恵まれた産業が町にある、そういうところとそうじゃないところの差は出ますし、加えて首長さんのリーダーシップの差というのかなり差が出てくるんだと思ひますので、私は、この種の話は地域でどうだとか、一概にそういつたことを軽々しくは言わぬように心がけてはおります。

○鈴木克彦委員 地方のその差は首長の力量の差だといふような御発言ですけども、私としては、それは少し乱暴ではないのかなといふふうと思つておりますので、また別の機会にその議論をさせておきたいといふふうに思ひます。

次に進めさせていただきますが、東日本大震災から五年が経過してしまつた。もちろん、いまだ復興が進んでおらない部分もあるわけですが、この復興財源となる政府保有株式の売却が今回予算にのつておるわけですが、まず最初に、日本郵政株の売却についてお伺いしたいと思います。

昨年六月三十日に閣議決定されて、新たな復興財源のフレームでは、復興期間十年間の復興事業費を三十二兆円といふふうに見込んで、その財源

を確保するといふふうになされておるわけでありまして。そのうち四兆円を日本郵政株の売却からの収入を見込んでおるといふことであります。

今回の改正案で、平成三十四年度までの日本郵政の売却収入を復興財源に充てるといふふうになされておるわけですが、昨年の十一月に株式上場を果たした、その際に得られた売却収入といふのは幾らだったのか、財務省、御答弁ください。

○迫田政府参考人 お答えをいたします。昨年の日本郵政グループ三社の株式の一連の売却収入は、約一・四兆円でございます。

内訳を申し上げますが、十一月四日の日本郵政株式の売り出し、上場によりまして六千八百八億円で、次に、十二月三日の日本郵政の自己株式取得に際した売却によりまして七千三百二十億円で、合わせますと一兆四千四百十億円でございまして、先ほど申し上げたように約一・四兆円ということでございます。

なお、この売却収入につきましては、全額復興財源に充てられるということでございます。

○鈴木克彦委員 いよいよ時間がなくなつてまいりました。

まだ、いわゆる東京メトロの売却とか、いろいろと復興財源にしようのがあると思ふんですね。東京メトロに関しては、何か会計検査院から早く進めるようにといふような指摘も得たといふふう聞いておるわけでありまして、いづれにしても、復興についてはやはりお金がかかるわけでありまして、そのお金をしっかりと確保して、そして復興に合せて一日も早く皆さんに夢と希望を与えるように頑張つていただきたいと思います。

最後の質問といひますか、あれですけども、ちよつと私は委員長に申し上げたいんですが、先ほどの大臣の、前の宮崎さんへの答弁の中で「トーサン」といふ話がありましたよね。これは、農家の方が税金を払つていないといふような二ユア

ンスの中でおつちやつたといふふうには私は聞いていますが、この辺の発言の真意というのをぜひ一遍お伺いをしたいといふことが一つ。

もう一つ、先ほど、地方の差は首長の力量の差だといふこともおつちやつたわけでありましたが、私としては、これは非常に乱暴な御発言ではないのかなといふふうに思ひますので、その辺のところを後に理事会でちよつとお諮りをいただいて、問題なければ問題ないし、あれなんです、今ここで大臣から直接御答弁があればまたそれでも結構でございますが、よろしく願ひします。

○麻生国務大臣 前提を全部飛ばされるとさういう話になるんですが、いろいろな差が出るという福岡と北九州の例を引いて、きちんとその上で申し上げましたというのが、それで、うちは九十九市町村ありますけれども、黒字といふかあれば一町しかありませんから。ほぼ同じ、自動車が一番、二番の生産県ですけども、そちらの方は八市町村あるんですが、うちは一町しかありませんので。

そういつた意味で、いろいろ当たる業界、そのときに当たつてはいる業界、昔だったらいへん、今だったら自動車とかいろいろあるんでしようけれども、そういう意味で当たり外れがあることはもう間違いありません。

ただし、私も、ついこの間までよかつた北九州がこれだけ落ち込んでいくというのを見たときに、やはりその前の市長と今の市長と比べたり、福岡もその前の市長と今の市長と比べると、うのも、やはりみんな忘れちゃいかぬことだと思ひますけれども、もう一つもう一つで申し上げたのであつて、地域によつて、リーダーによつてかなり差が出るというのは、いろいろなその市民の方々、町民の方々は感じておられるところなんじゃないのかな、私は率直にそう思つております。

トーサンにつきましては、よく言われる例として、農業関係の話として申し上げたところでありまして。

○鈴木(克)委員 では、以上で終わります。ありがとうございました。

○宮下委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。

きょうは、特例公債法案についてまず質問をしたいと思ひます。赤字国債の発行を禁じた財政法四条の背景について改めてお伺ひしたいと思ひます。

私は本会議で、財政法制定当時の主計局法規課長が書いた解説書の記述を紹介いたしました。今は国会図書館もコピーでしかもらえないような古い本なんですけれども、「財政法逐条解説」というものです。

この中で、四条についての解説の一文目は、「第四条は健全財政を堅持して行くと同時に、財政を通じて戦争危険の防止を狙ひとしてある規定である。ここから始まるんですよ。そして、戦争と公債は密接不離だ」という話がずっと展開されています、当時の解説の本で。

この解説本は当時の主計局の法規課長が書いてあるわけですから、序は当時の主計局長が書いておられます。「国民の一人でも多くが本書を読んで財政に対する認識を深め、本法の精神を十分に把握されることを、切に希う」というふうに書いておられますので、ですから、これは当時の財務省の考え方だったのは間違いないというふうに思ひます。

改めて麻生大臣にお伺ひしますけれども、やはり赤字国債の発行を禁じた財政法四条は、膨大な戦時国債で戦争を進めて、国家財政と国民生活を破綻させた反省を踏まえたものだ、こういう認識はお持ちでしょうか。

○麻生国務大臣 今の話は、多分、平井先生の件を引いておられるんだと思ひますが、この財政法第四条というのは、あくまでも健全財政のため、国の健全財政のための財政処理のいわゆる原則というものを規定したものであろう。まずこれは基本的にそう思っております。思っておりますが、戦争危険の防止そのものが同条の立法趣旨という

ふうに考えているわけではありません。

また、政府としても、引き続きこの特例公債の発行というのには、これは抑制というもののに努めなきゃならぬのは当然のことなんです、今回の私どものやろうとしています法案について言わせていただければ、現行法と同様で、各年度の特例公債の発行限度額というものにつきましては、これは毎年度予算によりまして国会の議決を得るということになっておりますので、国会のチェック機能というものは確実に確保されているのであつて、少なくとも、問題となりました戦時公債というものを発行したあの当時とは、いわゆる大政翼賛会のあの時代とは全く条件が違つていゝと思つております。

○宮本(徹)委員 よく報道ステーションに出てくる木村草太さん、憲法学者の方が法律の説明をするときに、法律というのは、過去に問題があつたからだ、失敗があつたからだ、それを踏まえて、そういうことが起きないためにつくるんだと言つてゐるわけですよ。

なぜ健全財政のために赤字国債の発行を禁じたかという、その失敗は何だったのかといつたら、やはり、戦時国債を膨大に発行して国家財政を破綻させた、この失敗を踏まえてのものんじゃないですか。

○麻生国務大臣 財政法第四条というものの中で、巨額の公債発行による軍事費調達を許したといふことが戦争の遂行または拡大を支える一因となつたといふことなんだという反省から、無原則かつ歯どめのないといふような借金財政を戒めるために設けられたという意見を私は否定するつもりは全くありませんが、この財政法第四条というのは、あくまでも健全財政のための財政処理の原則というものを規定したものであつて、戦争危険の防止が同条の立法趣旨であるといふふうに考えているわけでは私どもはありません。

○宮本(徹)委員 ですから、なぜ健全財政を守らなきゃいけないのかというの、歴史の背景は否定されないといいことでしたけれども、私が言つ

ていることは常識だと思ひますよ。

これは学生時代の教科書です。「予算と財政法」、小村武さん。小村武さんは主計局の元次長ですよ。この中でもこう書いていますよ。「この財政法の健全財政主義の原則は、戦前の軍事費調達のための巨額の公債発行の反省が一つの契機であつた」といふ文言が書いてありますよ。学生だって学ぶ当たり前の話なんです。これをやばり今財務省の中でしかり引き継がれていないといふことになつたら、私は大変心配になつてきます。ですからやはり、なぜこの規定ができたのかという点では、歴史をかがみしなければならぬといふふうに思ひます。

そして、前回の特例公債法が出された二〇一二年までは、毎年、赤字国債の発行が必要な年に特例公債法案が出されて、審議して成立させられる、こゝろやつてきたわけですから、特例公債の発行を単年度に限定してきたのは、財政規律を保つための最低限の措置だったんじゃないですか。

○麻生国務大臣 今回の特例公債法の改正案というものは、少なくとも二〇二〇年度までの間は引き続き特例公債の発行を認めざるを得ないといふような財政状況の中で、現行法の枠組みを引き継ぎ、安定的な財政運営を確保するという観点から、特例公債の発行を二〇二〇年までの五年間とすることとしたものであります。

御指摘の財政規律というものにつきましては、現内閣では、特例公債の発行を複数年度化した現行の特例公債法の下であつても財政健全化を着実に進めておるわけですから、少なくとも十兆円、新規公債発行は減額しておりますし、二〇一五年のプライマリーバランス赤字半減という目標も間違ひなく達成する見通しでありますし、この期間の特例公債の発行額も毎年減少させてきたといふのはもう御存じのとおりです。

また、平成二十四年度に議員修正で複数年度化した際、特例公債法は、財政規律が緩まないように、特例公債発行額の抑制の努力義務規定、いわ

ゆる現行の第三条ということになるうと思ひますが、改正後は第四になつたんですか、それが設けられておりますので、この規定も踏まえて、引き続き特例公債の発行の抑制に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、二〇二〇年度のプライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支の黒字化の目標に向けて、経済財政計画というものの、財政規律を堅持して財政健全化を進めていく方針でありまして、二〇二〇年度までの五年間としても、財政規律がこの期間に特に緩むということはないと考えております。

○宮本(徹)委員 緩むか緩まないかをチェックするのが国会だというのが憲法の考え方だと思ひます。国会が全て財政はチェックする、予算単年度主義の原則も憲法の中に書かれてゐるわけですから、だから、二〇一二年までは毎年毎年、自民党政権の時代であつても、他の政権のときでも出し続けてきたわけじゃないですか。

その歴史というのは、それだけ、赤字国債を発行することへの、本当はやつちやいけなんだという思ひがあつて、毎年毎年審議してきたという経過があると思ひます。その重みをやはり踏まえなきゃいけないといふふうに私は思ひます。財政規律を守る上で、やはり最低限の話だと思ひます。

それで、先ほど、前回は議員修正で直されたといふお話がありました。前回は、私たちはその議員修正に当然日本共産党は入つていませんけれども、三党合意という形でやられました。これは、私たちとしては、国会がみずからの審議権を放棄した自殺行為だといふふうに思つてゐます。

ですが、もう今度は、国会からチェックを受ける政府の側が、国権の最高機関たる国会の審議権を事実上制限する、こゝろい法案を出すといふことになつてゐるわけですよ。だから、前回の法案も問題ですけども、今回の法案はそれにも増して私は問題だといふふうに思ひます。そう思ひませんか、大臣。

○麻生国務大臣 今回の特例公債法の改正案とい

うのは、先ほども申し上げましたように、今後とも、少なくとも二〇二〇年までの間は引き続き特例公債の発行というのはまずやむを得ないと見込まれております今の財政状況の中です。現行法の枠、現行法です。現行法の枠組みを引き継いで安定的な財政運営というものを確保するという観点から、特例公債の発行を二〇二〇年までの五年間というようにさせていただこうと思っております。

繰り返しになりますけれども、現行法と同様に、各年度の特例公債の発行限度額については、毎年度の予算によって国会の議決を得ることという事になっておりますので、いわゆる国会の審議権は確保されているということから、御指摘は当たらないと考えております。

○宮本(徹)委員 いやいや、毎回毎回、特例公債法を毎年出せば、この委員会でも、財源をどこから確保するのかというこの法案そのものについても議論になるわけじゃないですか。それが今度、今回通したらもう五年間は、来年も再来年もその翌年もなくなっちゃうというわけですから、それは国会のチェック力を奪うものだというのは当たり前のことではないですか。憲法が定めた財政の国会中心主義というのに対して極めて問題がある法案だということを厳しく指摘しておきたいと思っております。

その上で、法案では、二〇二〇年度までのプライマリバランスの黒字化のために経済財政の再生を進めていくことが書かれています。

経済・財政再生計画の改革工程表を私も見ましたけれども、前半はすべて社会保障の話ばかり出てくるわけですよ。もう本当に、いかに給付を削減するのか、負担をふやすのかという話が入っているわけですよ。こういうものを赤字国債の発行を抑制するために進めていくんだという、こういう中身が入っていること自体、私は大問題だというふうに思っています。

本来、赤字国債を抑制する、無駄を削ると言うんだしたら、私はここでも何度も主張してきました

たけれども、やはり大企業優遇税制にメスを入れていく、浪費型の公共事業にメスを入れていく、ふえ続けている防衛費にメスを入れていくということが必要だと思っております。でも、改革工程表を見ましたけれども、八十八ページありましたけれども、防衛費なんか最後のページじゃないという事になっていくわけですよ。

公共事業の問題については、きょう、私は分科会で夜七時からやりますけれども、法人税はその前やりましたので、きょうは、この場では防衛費の問題についてお伺いをしたいというふうに思っております。

防衛費は、来年度予算では、社会保障を上回る一・五%の伸びということになっております。きょう予算委員会でも使った資料を配付させていただきました。上のグラフは、黒い棒が中期防衛力整備計画を想定する毎年〇・八%増、赤が毎年の当初予算、黄色が補正予算の中期防衛費にかかわる部分です。ですから、明確に中期防衛力整備計画を上回る勢いで防衛費がふえ続けています。そして下のグラフは後年度負担の推移ということです。二〇一四年以降、後年度負担も急増しているという事になっております。そして、きょうはグラフをつけていないんですけれども、思いやり予算も増額でこれからの五年間は合意するということになってしまいました。

私は、財政健全化ということを言ったら、ここを聖域化していくわけには絶対にいかないというふうに思います。

財政制度審議会も、来年度予算の編成に当たって、建議でこういうことを言っております。新規後年度負担の抑制を図る必要がある、思いやり予算の新しい特別協定については削減に取り組む必要がある、聖域視せず見直し、こう言っているわけですが、麻生大臣御自身は、財政制度審議会の建議についての防衛費部分の指摘についてはどういう受けとめでしょうか。

○麻生国務大臣 この防衛関係費につきましても、財政制度審議会の建議というのに指摘された

事項につきましては、私どもとしては、二十八年度予算案におおむね反映されている、そう思っております。

例えば、今御指摘のありました新規後年度負担の抑制につきましては、対前年度というので見ますとマイナス一〇・七%ということになっております。と思いますが、また、いわゆるポスト・ネーション・サポートと言われるものにつきましても、駐留軍のいわゆる労働者に対する格差給や語学手当というものを廃止させていただきまし、また、日米の安全保障環境等を踏まえて、在日米軍の運用等にかかわる労働者の負担人数をふやすということをやらせていただきます。一方、娯楽施設等々で働く駐留軍の労働者につきましては日本が負担する人数は減らすとするなど、国民の理解が得られるよう、我々なりに張りをつけて見直させていただいたものだと考えております。

○宮本(徹)委員 新規後年度負担を昨年より減らしたというふうにおっしゃいますけれども、減らした方が全く足りないわけですよ。後年度負担の総計額を、このグラフをのぞいたら二〇一六年にふえてすけれども、二〇一五年から二〇一六年にふえているわけですよ。

なぜかという、毎年の歳出化経費よりも新規後年度負担の方が多いというのが続いているわけですよ。そのために、後ろへ後ろへ積み増す額が大きくなっているわけですよ。ですから、以前は、このグラフでいえば二〇一一年ぐらいまでは三兆円前後だったのが、毎年の新規後年度負担と歳出化経費がバランスがとれていたわけですよ。ところが、新規後年度負担がぐっと伸びているから、歳出化経費よりも大きくなっているから、後ろの世代へのツケ回しはどんどんふえていくということになっていきます。

それから、思いやり予算のポスト・ネーション・サポートのことをおっしゃいましたけれども、基地従業員の日本側が負担する給料の人数というのは、過去最高に今度なるわけですよ。五百

五十三人ふえるということになっているわけですから、やはり、財政制度審議会の建議を受けとめたということには今度の予算は決まっていなと言わざるを得ないと思っております。

さきの国会で、私も安保法制の特別委員会で防衛費の問題も取り上げさせてもらいましたけれども、あのときは、新しい安全保障法制で防衛費がふえることはないんだ、中期防があるんだからそれ以上上回ることはないんだということを言っていたわけですが、実際はそれを上回る伸びになっているというのは、国会と国民を欺いている状態だと言わざるを得ないというふうに思います。

その上で、具体的にお伺いしていきたいと思っております。

来年度予算案について、総理は本会議での私の質問への答弁で、平和安全法制の施行を前提とした経費は計上していないというふうにおっしゃっていました。すけれども、この新しい法制が三月末に施行されると、自衛隊が持っている装備の意味も共同訓練の意味も全く変わることになります。

新しい安保法制では、これまでは憲法違反の疑いがあるということで政府自身が外してきた、戦闘現場に進進準備中の戦闘機などへの給油活動、そして整備の活動、ミサイルの積み込み、こういうことも新しい米軍支援のメニューとして追加されるということになりました。

そして、今度の新しい予算案では、この空中給油機の部隊を倍増させるために、新しい空中給油機KC46A、予算が一機組まれております、二百三十一億円。中谷大臣は、この導入を決めたときの記者会見でこうおっしゃっているわけですよ。KC46Aというのは、性能上は主要な米空軍機に給油可能となる、日米の相互の運用や訓練などのために必要な機種であるというふうに述べております。

きょう、若宮防衛副大臣に来ていただきましたけれども、この空中給油機のKC46Aの購入とい

うのは米軍機への給油やその訓練も想定している、こういうことでもいいわけですね。

○若宮副大臣 お答えさせていただきます。

今、宮本委員御指摘になりましたKC46でございますが、平成二十八年度の予算案におきまして、確かにおっしゃるとおり、一機の取得に係る経費二百三十一億円を計上させていただいております。

これは、まさにもう委員もよく御存じのとおりでございますけれども、我が国を取り巻きます安全保障環境、一層厳しさを増してきております。こうした中で、防衛大綱そしてまた中期防衛力整備計画を踏まえまして、あくまでも、私どものこの日本の防衛を全うするために必要不可欠な装備品として整備を進めているものでございまして、今おっしゃったように、米軍機への空中給油を具体的に念頭に置いて導入をするというものではございません。

○宮本(徹)委員 そうすると、中谷大臣の記者会見でおっしゃったことというのは、うそをしゃべったということなんですか。これは、性能上は主要な米空軍機に給油可能となる、日米の相互の運用や訓練などのためには優位な機種であるというふうに記者会見で述べられているんですよ。うそを言ったんですか、中谷大臣は。若宮さんのおっしゃっていることと違ふんですけれども。

○若宮副大臣 私どもの防衛省・自衛隊が導入する目的として、やはり今申し上げましたように、米軍機への空中給油を具体的に念頭に置いているものではございません。

ただ、新たなKC46につきましては、南西地域の防衛体制の強化、そしてまた、各種事態ににおけます実効的な抑止及び対処を実現するために、海上優勢、航空優勢の確実な維持の観点から、あくまでも、我が国の防衛を全うするために必要な装備品とするものでございます。今、米軍への給油のために導入するということは、御指摘は当たっておりますのでございます。

その上で、一般論でございますけれども、我が

国の防衛に当たって、もちろん日本とアメリカで共同対処ということも想定されているのも事実でございます。航空自衛隊によります空中給油活動が米軍の任務遂行にも資するものであるのも考えているところでございます。

このために、米軍機への空中給油といった支援が全く排除されているというわけではございません。

○宮本(徹)委員 やつと、排除されているわけではないと。中谷大臣が記者会見で初めにべらべらしゃべっているんだから、初めから答えていた、なければいいんですよ。とにかく、米軍への支援のための給油も排除されているわけではないということをおっしゃいました。

それで聞きますけれども、これまで自衛隊の空中給油機は、米軍機への給油というのは実は一度も行ったことはないんですよ。今度の新しく買うKC46Aでは、今まで自衛隊が持つている空中給油機ではできなかった米軍の機種にも給油できると思うんですけれども、その機種は何ですか。

○若宮副大臣 今委員がおっしゃられました具体的な機種といたしましては、米空軍が使っておりますCV22オスプレイ、米海軍が使っておりますF18、同じく戦闘機F35C、それから、米海兵隊が使っております戦闘機F35B、それから、M22オスプレイ等が新たに給油が可能となります。

また、このKC46の導入によりまして、主要な米軍機に対して、性能上はもちろん給油が可能ということになります。どのような場合で実際に空中の給油あるいは輸送機が用いられるかということにつきましては、あくまでも、個別具体的な状況に即しまして、地上基地等の利用も含めまして、全体的な運用の合理性という観点から適切に判断することになるかと思っております。

○宮本(徹)委員 CV22やF35などには新しく給油できるタイプの空中給油機だというお話でした。それで、東京の横田基地にCV22オスプレイを

来年から配備するということで、昨年、アメリカから一方的な通告がありました。そうすると、先ほどの話でいきますと、CV22オスプレイへの空中給油訓練も排除されていない、先ほどの若宮副大臣の発言からいくと排除されていないということですから、排除されていないということでしょう。

○若宮副大臣 御指摘のCV22オスプレイを初めていたします米軍との共同訓練につきましては、私も防衛省・自衛隊の空中給油・輸送機による米軍機への給油を含めた米側からの幅広い後方支援への期待等を踏まえまして、今後、日米間におきまして具体的に検討されるべき事項であることであろうかと思っております。

現時点におきましては、具体的に想定しているものではないです。

○宮本(徹)委員 ですから、現時点では具体的に想定していないけれども、先ほどの答弁では排除されていないということで、あり得るという理解でいいわけですよ、これは当然、よろしいですよ。

○若宮副大臣 現時点では想定いたしておりますが、今後は、後方支援等々踏まえまして、日米間で具体的に検討されていくことになるのかと思っております。

○宮本(徹)委員 やらないということをおっしゃらないので、あり得るということになると思いたす。

この間の大臣の国会答弁でも、CV22オスプレイを利用した米軍と自衛隊の共同訓練、配備されたらやるんだということを言われているわけですよ。そして、新しくCV22オスプレイに給油できるタイプの空中給油機が購入されるということになりました。

このCV22オスプレイというのは、今沖縄に配備されているMV22とは違ふんですね。これは防衛省の、昨年自治体向けに配ったパンフレットですけれども、何をやる部隊かという、米軍の特殊部隊を輸送する特殊作戦用の航空機なわけ

です。この中でも、対テロ戦争を担っている特殊作戦の部隊を輸送する、潜入作戦だとかそういうことを担っているのがこのCV22オスプレイなわけですよ。

ですから、この間、ISを空爆する米軍の支援はやらないということをお安部首相は予算委員会なんかでもおっしゃいましたけれども、実際は、対テロ戦争への後方支援ができる装備が購入されて、その体制が次から次へと着々とつくられていくということになると思ふんですよ。

ですから、新しい安全保障法制実施のための経費は今年度の予算には計上していないと言わなければならないけれども、実際は、もう文字どおり、新しい安全保障法制に対応して、今まではできないとされてきた米軍支援メニューができる装備が購入されているということだと思ふんです。

そして、兵器は、購入すると、整備、維持補修、そして廃棄まで費用がかかります。一昨年の財政審の建議の中でこういう指摘がありました。防衛費それ自体の特性として、「冰山のような構造となっており、最上部の装備品の取得・建造にのみ焦点が当たりがちであるが、下部にはその後の多額の整備維持費が付随してくることとなっている。」

つまり、装備を買えば、その後、氷山の地下に隠れているように、維持費、整備費が物すごくかかるのが今の兵器だということを財政審は指摘しております。実際、この二十年間ぐらいで、毎年の装備の整備維持費というのは倍増しているというふうになっております。

そういう中で、防衛省自身もライフサイクルコストの管理というのをうたっておりますが、ここで聞きますけれども、この新しく買うKC46Aのライフサイクルコストというのは幾らでしょう

か。

○若宮副大臣 委員御指摘のとおり、今、私ども防衛省では、プロジェクト管理重点対象装備品に選定したもの等につきまして、ライフサイクルコストの見積もりを管理、実施いたしているところ

でございます。

御指摘のKC46につきましては、このプロジェクト管理重点対象装備品に選定しておりませんために、私どもとしましては、そのライフサイクルコストを見積もってはいない状況でございます。

○宮本(徹)委員 つまり、ことし二百三十一億円、一機分買う。全体で四機買うと言われていいます。それで大体一千億近くかかるわけですから、それ以外に整備維持費が幾らかかるのかというのはいま購入がスタートするということになっていくわけですね。余りにずさんだと思えます。

それから、南シナ海まで飛べる無人機グローバルホークの予算も今度ついております。それから、新しく戦車並みの大砲を積んだ機動戦闘車、これも百両導入を目指して、これも数十両の予算がついていきますけれども、この二つの装備品のライフサイクルコストは幾らでしょうか。

○若宮副大臣 広域におけます常統監視体制を強化する目的で導入をいたします。今委員御指摘のグローバルホークにつきましては、昨年十一月にプロジェクト管理重点対象装備品として選定いたしましたところでございます。ライフサイクルを通じまして、最適なプロジェクト管理を行うことといたしております。

また、現在はライフサイクルコストの算定を行っている最中でございます。スケジュールやリスクなど、ライフサイクルコストに影響を及ぼすさまざまな要素を考慮いたしまして、精査した上で見積もりを行う必要がございますために、一定の時間が必要になっております。

また、島嶼部への攻撃に対応することを念頭に置きました。今御指摘いただきました機動戦闘車につきましても、現在、プロジェクト管理重点対象装備品には選定をされておられませんために、私どもといたしましては、ライフサイクルコストについては、これについては見積もりをいたしておけません。

○宮本(徹)委員 つまり、新しい装備をいろいろ

買うんですけれども、整備維持費にこれからお金がかかるんだと財政審がいろいろ指摘して、防衛省自身もプロジェクト管理しなきゃいけないというところになっていくわけですね。その対象から先ほど言った空中給油機も漏れている、機動戦闘車も漏れている。グローバルホークについてはやっと計算を、さっきの話は昨年の十一月から始めた。予算はその前からついているわけですね。

これだけ財政審に、これからの装備というのは、取得だけじゃなくて維持管理まで見なきゃいけないんだと言われながら、幾らかかるかというのわからないまま購入の契約をしていくというのが今の実態なわけですね。

これは、大臣、やり方として余りにもずさんじゃないですかね、やり方として。麻生大臣。○麻生国務大臣 今、毎年度の予算編成におきまして、中期防衛力整備計画というのがありますので、これを踏まえて、各種の防衛装備品につきま

して、その必要性や調達タイミング等を考慮しながら対応しておるところではあります。そうした中で、御指摘の種々の装備品については、いわゆるライフサイクル等々が示されていないものも含めて、適切に予算計上しているものと認識をいたしております。

他方、防衛関係費に係る後年度負担等を抑制していくための調達改革として、ライフサイクルコストによりプロジェクトの管理を進めていくということが今後重要な課題になっているとのいわゆる認識というのにつきましては、我々もそう思っております。財政制度審議会の建議におきましてもそうした考え方が示されているところでありま

す。ライフサイクルの見積もりも含めまして、装備品を効率的に取得かつ管理する調達改革の取り組みについては、現在、防衛装備庁を主体として進められているものと承知をしております。

財務省といたしまして、そういったものに実益というのか、実効的な取り組みになるよう、私ども

もとしても今後とも働きかけていかなければならぬと思っております。

○宮本(徹)委員 財政審の指摘はそのとおりだ、管理をしなきゃいけないというところをおっしゃるわけですが、実際はそうなのではないのが今の状態なわけですね。結局、アメリカの後方支援のための装備を買ったたら幾ら膨らんでもいい、膨ら膨らむかわからないけれども、とにかく買えようということになっていくんじゃないでしょうか。私は、こういうやり方は改めるべきだというふうに思います。

さらに、他国との共同訓練のあり方も、新しい安全保障法制のもとで大きく変わります。他国との共同演習の予算も大きく来年度予算でふえております。二〇一四年度が四億四千七

万、二〇一五年度が六億六千七百万、二〇一六年度は十一億二千二百万ということであって続いております。この内訳を見ましたら、一番大きくふえているのが燃料代です。油購入費が昨年の二億から六億に、三倍にもふえております。

具体的にどういう演習がふえているのかというのを防衛省に資料をいただきましたけれども、今度の他国との共同演習で予算が一番多く積まれているのが、オーストラリア海軍主催の多国間共同訓練力カドウ、二年に一度やっているそうです。二年前は計上していた予算が四千八百万円ですが、今年度は三億二千五百万円ということ、六倍にもなっているわけですね。

六倍にもなった理由は何なんでしょうか。○若宮副大臣 今、宮本委員御指摘のオーストラリア海軍主催の多国間海上共同訓練力カドウにつきましても、おっしゃるとおり、御指摘のとおり、平成二十六年予算ではおよそ〇・五億円、平成二十八年の予算案では約三・三億円を計上させていただいております。

二十八年度予算案におきまします力カドウの関連経費の規模につきましては、二十六年度の予算と比較した場合、主として、防衛交流等を目的とする東南アジア諸国への寄港のための経費と、そ

れからまた、予算の積算方法に係る技術的な変更といった内容の要素がこの影響を受けているものでございます。

この二番の予算の積算方法に係ります技術的な内容の変更というところにつきましては、具体的には、前回の二十六年度の部分につきましては、航空機に関する予算のみを所要の経費に計上させていただきます。これは艦艇の部分も本経費に計上させていたのだというところが、一番金額の差異が出たところの大きな要素でございます。

○宮本(徹)委員 先ほど、東南アジア諸国に寄港するんだというお話なわけですね。何のために、東南アジア諸国に行くときに寄港するのか。その目的は何なんでしょうか。

私たちが昨年の安保法制の特別委員会を取り上げさせていただいた防衛省の内部資料を読みますと、アメリカの方から、スィフト海軍作戦幕僚部長から、戦略的な寄港を実施してほしいというお話が来ているわけですね。経路上にない港にも寄港してメッセージを出すべきじゃないか、中国との関係で海上自衛隊にどんどん、ベトナムを初めとするさまざまな国だとか、シンガポールやクアラルンプールだとかいろいろ言っていますけれども、戦略的な寄港を実施すべきではないか、こういうことを言われているわけですね。

これを受けてやられるということですか。○若宮副大臣 今委員が御指摘になられて、それを受けてやるということではなくて、もう委員もよく御承知のことだと思えますけれども、昨今のこの一月六日の北朝鮮の核実験、あるいは二月七日の、衛星と言われているミサイルの発射事案等々を含めまして、もはや本場にまさに一国と平和を守るというのが非常に困難な、難しい時代になってきているところがございます。

そうした中で、近隣諸国と防衛交流を深めることによつて、お互いの意思の疎通がいざというときに円やかになる、あるいは、さまざまな部

分でさまざまな違いがわかること、あるいは、その交流を深めることが、ひいては、日本自体だけでなく、この地域全体の安定にもつながるものに大きく寄与するものであるというふうな考えを持っているところでございます。ところが主目的というふうになっております。

○宮本(徴)委員 いや、北朝鮮のミサイル対応で別に東南アジアに行くというのには、普通に考えて筋が通らない話だというふうに思います。

結局、アメリカから南シナ海の警戒監視活動の協力を求められて、アメリカの対中国包囲網に協力するという形で南シナ海への戦略的寄港、あの地域での多国間共同訓練をふやす、そのための予算をどんどんふやしているということじゃありませんか。

日本がやるべき話は、確かに、中国があの地域で一方的な現状変更をしている、軍事拠点をつくらうとしているのは大変問題だと思いますよ、私たちも。だけれども、そうであるからこそ、外交的な解決のために、憲法九条を持っている国として働きかけるというのが日本がやるべき仕事であって、自衛隊をあそこにとんどん出していくというのは日本がやるべき仕事ではないということを言っておきたいと思えます。

その上で、二月二十三日の東京新聞の一面で、「ミサイル防衛費一・五倍超 政府想定超え累計一兆五千八百億円」と報じられました。

二〇〇八年の国会答弁では、ミサイル防衛、BMDの費用は八千億から一兆円程度を要すると答弁していましたが、国会答弁に反する重大な事態になっているんじゃないかと思いますが、これはどうですか。

○若宮副大臣 今、先ほどのお話の関連で委員御自身も御指摘になられましたけれども、私が例示に挙げましたのは、北朝鮮のミサイルの話を上げました。また、中国の力による現状の変更についても委員から御指摘のあったところでございますので、まさにさまざま報道でも現状されておりますとおり、あの南シナ海においては非常に

どういふ状況なのかというふうな御懸念を持たれる状況になっているのも現状かと思っております。

南シナ海とかあるいはシンガポールのマラッカ海峡等々は、私も日本にとって全く関係のない……(宮本(徴)委員「ミサイル防衛の話ですよ」と呼ぶ)はい、その後申し上げますので。(宮本(徴)委員「時間がないです」と呼ぶ)はい。全く関係のない場所ではなくて、やはり八〇%の原油を運ぶシーレーンでもあります。そういった意味でも、周辺諸国との関係というのは非常に緊密なものを築いていかなければいけないのかなというのが私どもの考えているところでございます。

そこで、BMDのお話でございますけれども、私も平成十六年からBMDシステムの整備を進めているところでございます。二十八年度の予算まで累計で約一兆五千七百八十七億円を計上させていただいております。平成二十年当時におきましては、平成十六年から二十三年度におきましてBMDシステムの整備につきましては、八千億から一兆円程度を要すると見込んでいたところでございますけれども、その後、いわゆる二大綱、二三の中期防及び現行の大綱、中期防におきまして、新たにイージス艦二隻の能力の向上と、それからまたイージス艦二隻の建造等を進めることといたしたために、二十八年度予算案としては、累計で一兆五千七百八十七億円となったものでございます。

また、中期防の残りの期間になります平成二十九年度それから平成三十年度におきましても、今後のイージス艦の能力の向上、あるいはペトリオットミサイル、PAC3の能力向上、あるいは固定式の警戒管制レーダー等の整備等を計画いたしております。

そのための経費をいたしましてやはり三千から四千億程度が必要になるものと見込んでおりますが、いずれにいたしましても、厳しい財政状況を見きわめつつしっかり検討していきたいと思っておりますが、何よりもまず念頭にありますのは、

私どものこの日本が、日本人が、そしてこの日本の領海、領空、領土を確実に守るためには、どうすべきかということ念頭に置いているところでございます。

さまざまな検討を加えてまいりますが、どうぞまた御指導いただければと思っております。

○宮本(徴)委員 南シナ海のことをさっきおっしゃったからあれですけども、あそこがシーレーンとして重要だという話でありますけれども、だったらそんなところまで自衛隊をどんどん出すんですかという話ですよ。専守防衛でしょう、今の自衛隊の建前というのは。全くそこを踏み外しているということをおきたいと思えます。

それから、もともとこの弾道ミサイル防衛システムというのは日米の話し合いで始まったわけですよ。出発点は、アメリカを防御することによってアメリカ自身が反撃のおそれなく先制攻撃できるようにしよう、これがアメリカの戦略の出発点だったわけですよ。ですから、そこは本当に正確に物事を見ておいた方がいいと思えます。

さらに、先ほどの話だと、一兆五千八百億に加えて、あと二年で三千から四千億ということ、それこそ二兆に迫るお金になるというお話であります。国会答弁では、八千から一兆円と言っていたんですよ。

このとき、こういう質疑をやられているんです。八千から一兆円というのは最初の段階の費用ですか、それとも全体がその中で整備される、そういうお金でしょうかと問われて、当時の松本政府参考人は、全体の経費ですよ。私、議事録をきくう読みましたけれども、こう書いてあるわけですよ。

ですから、国会では、それが全部ですよとっておきながら、国会と国民を欺いて答弁をして、じゃんじゃんミサイル防衛のお金を積み上げていくということになっていきます。天井知らずでお金が注ぎ込まれていくのではないかとこの心配があら

ります。菅官房長官は先日、新しい高高度の防衛ミサイルシステム、THAADの導入の検討を加速するということを言いましたけれども、ここに注ぎ込んでいったら、莫大な税金が注ぎ込まれていくことになりまして。

大体、北朝鮮からアメリカ力に向かって飛ぶミサイルは、北極を通るんだから、日本から追っかけても追いつかないということを専門家の皆さんは言っているわけじゃないですか。

こういう中で、本当に軍拡競争という形で日本の国民の税金を注ぎ込んでいくのではなくて、国際社会が結束して、外交的努力と圧力で北朝鮮を六カ国協議の枠組みに戻して核開発の放棄を迫っていく、それしか道はないということを重ねて言っておきたいというふうに思います。

もうちょっと質問通告があったわけですけども、最後にちよつと麻生大臣とも議論したいんですよ。あともう一間、米軍向けの予算のことについても一言言っておきたいと思えます。

米軍向けの予算もかなりふえております。思いやり予算も増額改定になりましたけれども、思いやり予算以外の米軍再編関連経費も急激に増加をしております。

私も、改めて、こういうものにお金を使っているのかという資料をいただきましたけれども、例えばキャンプ座間の、スケートリンクをつくる、円盤投げ場をつくる、屋根つき観覧席をつくる、一億二千九百万円。あるいは、横田飛行場に運動場の観覧席をつくる、サッカーグラウンドをつくる、ランニングトラックをつくる、八億九千二百万円。こういうものがずらつと思ひやり予算とは別枠で、米軍再編経費ということに次から次へと税金が投入されるということになっております。そして保育園から家族住宅まで、物すごい勢いでつくっているわけですよ。

ちよつと一っだけ数字を紹介してもらいたいですけれども、今、岩国で米軍向けの家族住宅の建設がどんどん進んでおります。図面をもらいま

したら、トイレが三つもあるんです。何でトイレが三つも要るのかなというのはいくわからないんですけれども……(発言する者あり)三世代でも二個あれば足りるんじゃないかと思えますけれども、この戸建ての米軍家族住宅の一戸当たりの建築費用というのは幾らですか。

○若宮副大臣 今委員が御指摘になりました米国の軍人の方々の住宅に関するものでございますが、やはり、私ども日本人とはまず根本的にライフスタイルが違うのと、それからまた、体の大きさがそもそも違うのと、それから、トイレが三つというふうにおっしゃいましたけれども、外国の方の習慣では、私も何人かの方を存じ上げておりますが、一人に一個のお風呂に入るような習慣の方が非常に多いようにも聞いてございます。ですから、そういった点でのさまざまな習慣の違いというのもお含みおきをいただければと思っております。

その上で、お尋ねの一戸建ての建設費につきましてですが、既に完成いたしております住宅について申し上げますと、住宅の規模によつて異なりますけれども、大体約六千二百萬から九千七百萬円の範囲ということでございます。

○宮本(徹)委員 六千二百萬から九千七百萬です。これは土地代なしですよ。米軍基地内にくつていますから、土地代なしの上物で一戸当たり六千二百萬から九千七百萬ですよ。与党の方も首をかき上げていらつしやいますけれども、びっくり仰天のお金を出して、体が大きいからといってこまでなるのかという話だと思えます。若宮さんもおかしいと思えますよ、体が大きいからという説明でこまでの違いになるというのはい。

ですから、結局、米軍向けの経費も増大し、戦争法対応の新しい装備でも、そして訓練でも防衛費が膨らんでいる。赤字国債でこういうことを進めていくことは私は許されないというふうに思えます。

防衛費も聖域にしないということを総理は本会議で答弁をされましたので、最後に麻生大臣にも

お伺いしたいというふうに思います。

二月二十六日、あしたで二・二六事件から何年になりますか。一九三六年ですからちょうど八十年ということになります。当時の高橋は清大蔵大臣は、軍事費の縮小をやろうとして凶弾に倒れるということになりました。大蔵大臣の役割というのはなかなか本場に重責を担っているんだと、歴史を振り返ってもわかるわけですが、やはり、防衛費を聖域にせずメスを入れていく必要があるんじゃないかと思いますが、麻生大臣、どうでしょう。

○麻生国務大臣 この防衛関係費の話ですけども、中期防衛力整備計画というもので、経済や財政再生計画などを踏まえて、毎年度の予算編成において、全て個別経費について聖域化することなく、査定を通じて見直しに取り組んでいるということでありまして。これは毎年のことでありますけれども。

二十八年年度予算案において、防衛装備品の調達について要求のあつた装備品の調達数の査定減を通じて新規後年度負担の抑制を図つたということでもありますが、また、一般物件費につきましても、例えば基地対策経費は、政策目的と照らし合わせて、費用対効果の薄い事業や重複、類似した事業を排除してその抑制を図つてきたところでありまして、私どももいたしましては、防衛関係費を聖域化しているのかごとき表現なり御指摘は全く当たっていない、私どもはそう思っております。

○宮本(徹)委員 御指摘は当たらないと言ふんですけれども、このグラフを見て、誰が見てもこれは聖域化している。

中期防衛力整備計画というのは、私たちの側からすれば軍拡計画なわけですよ、毎年〇・八%伸びる。私たちは削るべきだという立場ですけれども。しかも、これは閣議決定なわけですよ。この黒い棒というのは閣議決定なわけですよ。閣議決定すら踏み越えて使っているんです。これを聖域になつていないという姿勢では、軍事費に、防衛

費にメスが入らないじゃないですか。

やはりここは思い切つてメスを入れていただきたいということを申し述べまして、私の質問を終わります。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。私で最後でございます。もうしばしばおつき合いたいただければと思います。

きょうはまず、日銀総裁、お越しいただきましてありがとうございます。あすから上海でG20だと思ひます。その関係を中心に、マイナス金利も含めて少しお伺いしたいんですけれども。

G20について、麻生大臣にもお伺いしましたし、また、官房長官も御発言されておると報道でありますけれども、特に、今、中国に対してはしつと言つたお話をされておりました。中国の過剰設備と、また不良債権、そういった部分の構造的な問題にメスを入れていかなければいけない、その場としてのこのG20は非常に重要だという御発言が財務大臣、そして官房長官からありましたが、日銀総裁としても同様の認識でおられる、また、そうした議題をお話をされていくという認識でよろしいでしょうか。

○黒田参考人 御承知のように、G20財務大臣・中央銀行総裁会議では、世界経済全体がバランスのとれた持続的な成長を実現していくために、さまざまな課題について参加国が緊密な意見交換を行う場でありまして。

委員御指摘のように、中国のそういった構造問題、あるいは、最近の原油を含む資源安の問題、その他、世界経済に影響を与え得るさまざまな問題について議論が行われるというふうに私も思っております。

そうした中で各国の経済金融情勢の最近の状況を意見交換するわけですが、その中で、御指摘のようなこと、特に、国際金融市場の不安定な動きの背景、あるいはその影響についても議論することになるというふうに思います。

○丸山委員 これは中国に対して、ある程度、い

ろいろな国との話し合いの中で、圧力とまでは言いませんけれども、どういふことだという問いかけをしていくという、日銀総裁も同様の方向でということではよろしいですか。

○黒田参考人 現在、中国は米国に次ぐ世界第二の経済でございますし、さまざまな構造転換を遂げている途上にある国でもあります。

そうした国の経済がアジア、世界経済にとって大きな影響を与えるわけですので、当然、御指摘のような点も含めて、中国経済についても忌憚のない意見交換ができればというふうに思っております。

○丸山委員 一方、アメリカの方の動きを見ていますと、最近、特に為替にすごく敏感な御発言をされているアメリカの政府筋が多いと思ひます。

例えば、特に為替の目的として、輸出競争力強化を狙つて通貨安の誘導をするというのに対して、強く懸念の声というが牽制をしているのが今の米国の状況だと思ひます。名指しをしている大統領候補もあるというふう聞いていますけれども、一方、政府高官が名指ししているのは今のところ聞いていません。

一方、今回マイナス金利を導入した日本というの、まさしく、疑いとまでは言いませんけれども、この批判に対して、もしくは指摘に対してきちんと説明をしていかなければならない立場にあると思ひますけれども、このマイナス金利というのは決して通貨安を招くためにやつていっているわけではないというのが総裁の立場だと思ふんですが、まずその立場でよいのかどうかということが一つと、そして、このマイナス金利について、各国にどのように、アメリカにどのように説明していくのか、お答えいただけますでしょうか。

○黒田参考人 G20では従来から、通貨の競争的な切り下げを回避し、あらゆる形態の保護主義に対抗するという考え方が共有されておりました。この点は、昨年九月のアンカラでのG20のコミニ二ケにおいても明確に示されております。

これまでも申し上げてきましたように、日本銀

行のマイナス金利つき量的・質的金融緩和は、本年入りの金融市場が世界的に不安定になるもとで、企業コンプライアンスの改善や人々のデフレマインドの転換が遅延して、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増大しているということを踏まえて、そうしたリスクの顕在化を未然に防ぎ、二%の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するために導入したものでございまして、当然、必要に応じて私からこのような説明をするつもりでございます。

なお、欧州中央銀行、ECBは、既にもうマイナス金利を導入してある程度時間もたつておるわけですが、ECBも従来から、マイナス金利政策につきまして、あくまでも物価目標との関係で、特に原油価格が下落して、物価上昇期待がそれに合わせて下落してくるということに対抗してマイナス金利も含めて追加的な金融緩和を行ってきたということを述べておりまして、私も全くと為替安を目的として金融緩和を行っているわけではないということは、当然、必要に応じて申し上げたいと思います。

○丸山委員 このマイナス金利の説明、もちろん国際的にもしつかりしていただきたいというふうなふうに思いますが、国内にももう少ししつかりとしていかなければならないんじゃないかなというの強さを感じます。そうした中で、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

きょうの午前中に、マイナス金利について木内日銀審議委員が御発言されているんですけども、鹿児島で御講演されたとき、今回のマイナス金利によって金融機関の収益の悪化が起る可能性があると。特に地銀だと思ふんですけど、地方銀行、体力のない銀行に起こるときに、結局、貸出金利の引き上げや手数料の引き上げによってコストを転嫁されて、それによって逆に金融の引き締めになるんじゃないかという木内委員の御指摘なんですけれども、これについては、日銀総裁、ノーだという御意見でよろしいんですか。それについて御意見いただけますか。

○黒田参考人 先ほども申し上げたとおり、マイナス金利つき量的・質的金融緩和導入後の金利の動向を見ますと、国債のイールドカーブは全体的に低下しておりまして、そうした中で、住宅ローン金利、あるいは、企業に対する貸し出しの基準となる金利、いずれも低下をいたしております。したがって、今御指摘のような、マイナス金利つき量的・質的金融緩和の導入によって、金利がむしろ上がり、金融仲介機能が阻害されるということはないと思っております。

なお、御承知のように、マイナス金利つき量的・質的金融緩和と申しまして、昨年までに銀行が積み上げた二百兆円の準備預金には引き続き〇・一%の金利がつきます。その上の四十兆円ぐらいが多分ゼロの金利でありまして、マイナス〇・一%の金利が適用されますのは、その一番上の、いわば上積み十兆円プラスアルファというところございまして、マイナス金利つき量的・質的金融緩和の直接的な影響として金融機関の収益に大きな影響が出るということはありません。

ただ、イールドカーブ全体が下がり、貸出金利も下がっていくという中で、貸し出しの利ざやが縮小していくというところはあるわけございまして、これはいかなる金融緩和であっても、かつての量的緩和、包括緩和、そして二〇一三年四月から始めました量的・質的金融緩和におきましても、貸出金利が下がっていく、利ざやが下がっていくという中で経済に対するプラスの影響が出てきているということでございます。

○丸山委員 重ねて木内委員は、このマイナス金利を導入することで、保有国債の利回りも、もし仮に付利水準が低下したら、地銀中心に金融機関は、要は保有国債を日銀に売却するインセンティブ自体が薄れてしまう、つまり、日銀がやろうとしている金融政策自体が先行きが怪しくなるんじゃないかという説明を鹿児島で、それも懸念しているという御発言をされているんですが、それに対して日銀総裁はどのようにお答えになりますか。

○黒田参考人 市場の一部、市場関係者の一部に、前から、量的・質的金融緩和については限界があるのではないかとのお話ございました。そうした中で、実は、昨年の十二月に量的・質的金融緩和を今後とも円滑に進めていくためのさまざまな措置を決定いたしております。そうした中で、今回マイナス金利を導入した後の日本銀行の国債買い入れにつきましても、何ら支障は生じておりません。

御承知のように、日本銀行は国債を大量に買い入れておりますが、現在まで買い入れたものは国債の残高の大体三分の一ぐらいでございます。三分の二ぐらいが市場にまだ残っております。そうした中で、日本銀行が国債の買い入れを進めていく際に、金融機関が国債をもうこれ以上売りたいと、売るインセンティブが低下するということとが仮にあったとすると、それだけより金利が下がるわけですね。ですから、それだけ金融緩和の効果により大きく出てくるという話でありまして、これまでのところそういった問題は全く生じておりませんけれども、仮に、国債を保有している金融機関が売り渋るというのか、売るインセンティブが低下した場合には、むしろ国債の価格は上がり、金利は下がるということで、経済に対する刺激効果はより強くなるということでもあります。

私どものこれまでの経験、それから諸外国の経験を見ましても、量的な緩和について、今の状況で具体的に国債の買い入れが困難になるといったことは全く生じておりません。

ちなみに、欧州中央銀行は、まずマイナス金利を導入して、後に量的緩和を導入したわけで、たしか毎月六百億ユーロぐらいの国債などを買い入れておりますけれども、そのもとで国債の買い入れについて障害が出たということは何ら聞いておりません。

違ふんじゃないかというふうに思っているんです。例えば、今、付利の話をさせていただきましてけれども、総裁は会見で、そもそもこの付利の引き下げについては検討しないというふうにお答えされているんです。

何を言いたいのかというと、日銀が毎年年間八十兆円買い取りをしていくわけですね。それに対して、銀行は今の話だと売らないということはない、絶対にないという見解で総裁がいちつしやる。それは、ヨーロッパでもそういう状況にあるので、将来にわたってもそれはないということである。よろしいのか。もう一度、曖昧だったので、将来にわたってもということなんですかけれども、今の現状を聞いています。

○黒田参考人 国債の残高の三分の一を既に買っているわけですが、もちろん、全て買ってしまえばもう買うものはなくなるということとは確かなんですが、これまでの国債の三分の一まで買い進んだ中で何ら問題は生じておりませんし、もし仮に金融機関が国債を売り渋るということがあれば、それ自体は、国債価格をより引き上げて、イールドカーブをより引き下げることです。量的・質的金融緩和の効果により大きくすることです。

ただ、そういった状況はまだ生じておりませんが、昨年の十二月に量的・質的金融緩和をより円滑に進めるための措置を決定しておりますので、当面そういった問題が生ずると思っております。

なお、先ほど申し上げたのは、欧州の場合は、まず先にマイナス金利を導入し、その後量的緩和を導入して、その量的緩和をさらに期間を長くするということをしたわけですが、そうしたもとでも、欧州では何ら問題が出たということはない聞いておりません。

ただ、私が申し上げましたのは、あくまでも日本の状況のもとで今問題が生ずるかと言われるので、そういう問題が生ずることは考えられない

いと申し上げたわけです。

○丸山委員 一部タブロイド紙で、先日総裁にこの財務金融委員会にお越しいた、だいたときにされた御発言が出ていまして、ちよつとあおり過ぎだと私は思っているんですけれども、ついにギブアップ、黒田総裁がアベノミクスの失敗を認めたというタイトルで、何かといひますと、総裁が、

玉木委員だつたと思うんですけれども、民主党の玉木委員のときにお話しされた、マネタリーベースそのものをふやすことで直ちに物価あるいは予想物価上昇率が上がっていくということではないという御発言だけを捉えて、これを問題視しているんです。私はあのときの議論も聞いていましたので、少しこれは切り取り過ぎているなというのが率直な感想なんですけれども、これに対してどのようにお答えになるのかというのが一つ。

もう一つ、今、市場がどういふふうには総裁を見ているかという、これまでの量的緩和が限界が来たから、このマイナス金利導入という新たな手を打つことでさらに物価目標というものを達成しようというところを思っているんですけれども、一方で総裁は、限界じゃないという話も、量的緩和の方も限界じゃないんですよというお話をされています。

木内さんが言つたのは、危機的状況になつたならば、今言つたマネタリーベース、年間増加目標額が今ありますけれども、これにこだわらずに、もつと一時的には潤沢な円資金や外貨資金を供給すべきだと木内先生は言っているんです。

一方で、総裁は、財務金融委員会、この記事にされていますと、マネタリーベースそのもので直ちに物価上昇率が上がるものではないというふうなことを言つたかのような新聞報道があるんですけれども、それは恐らく否定されると思うんですが、否定された中で、この量的緩和がまだまだ限界じゃないという中で、木内委員が言つたように、このマネタリーベース、年間目標額にこだわらないというのは、総裁としてはどうお考えになるのか、お答えください。

○黒田参考人 この量的・質的金融緩和というのは、マネタリーベースを拡大するというだけでなく、それを長期国債その他の資産を買い入れることによってマネタリーベースを拡大するということであります。

マネタリーベースにつきましては、金融政策の操作目標として、現在でいいますと年間八十兆円程度増加させるということを決めておりますし、それを実現するための長期国債の買い入れも八十兆円をやりますということをお願いしております。

したがって、量的・質的金融緩和が始まって以来、マネタリーベースだけで何か物価が上がるといふふうに説明したことはございません。常に、量的・質的金融緩和によつてイールドカーブ全体を押し下げて、それが実質金利を下げ、投資やその他の経済活動にプラスの影響を与え、ひいては物価、賃金、賃金が上昇していくというプロセス、チャネルを御説明しているわけでございまして、その点は、従来からの量的・質的金融緩和の説明と全く変わっておりませんし、マイナス金利につき量的・質的金融緩和でも全く同じでございします。

なお、量的・質的金融緩和と自身について現時点で何か限界があるとかいうことは全く考えておりませんし、政策委員会の中でもさまざまな議論が行われておりますけれども、政策委員会の公表文書、あるいは、毎回毎回の議論の議事要旨が次の金融政策決定会合で承認された後に公表されておりますけれども、それをあらに言つていた、だいてもわかると思いますが、そういった限界があるのでマイナス金利に移つたということでは全くないということでございます。

○丸山委員 マネタリーベースの年間目標額にこだわらない方がいいという委員の御発言なんですけれども、総裁としては、この目標額にこだわらべきだ、もしくは、この発言についてはどうお答えになりますか。

○黒田参考人 量的・質的金融緩和というのは、今申し上げたように、操作目標としてマネタリー

ベースの増加というものを示して、それを長期国債その他の資産を買い入れることによって実現する、それがイールドカーブ全体を押し下げていくということですので、これまでどおり量と質と両方重要でありますので、マネタリーベースは必要ないとか、マネタリーベースの増加を減らしてもいいとか、そういうことではないと思ひます。あくまでも、量と質、今回はマイナス金利を導入しましたので金利、こういう三つの次元で必要な緩和をしていくことであるというふうに思ひます。

○丸山委員 時間が来たので終わりますけれども、この後、G20、しっかりと国益のために、総裁と大臣、よろしくお願い申し上げます。

ちよつと質問が残つてしまいましたが、あしたも質問あるそうなので、あしたにこの残りは入れさせていただきます。ありがとうございました。

○宮下委員長 次回は、明二十六日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会

平成二十八年三月十八日印刷

平成二十八年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K